

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長小平久雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小平久雄君登壇〕

○小平久雄君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理をはかる等のため、判事補二人、簡易裁判所判事三人及び裁判官以外の裁判所職員二十五人を増員しようとするものであります。

当委員会においては、二月十二日提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、二月二十六日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。

(号外)

官報

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(第七十五回国会、内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十八年四月五日

内閣総理大臣 田中 角栄

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のよう改正する。

目次中「第二章 営林の助長及び監督(第四条—第二十四条)」を「第二章 森林計画等(第四条—第十条の四)」、「第一章の二 営林の助長」を加え、同項を

十五条を「第八十五条の二」に改める。

第二章の章名を次のよう改める。

第二章 森林計画等

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号

を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 森林の土地の保全に関する事項

第四条第五項中「都道府県知事」を「関係行政機関の長及び都道府県知事」に改め、同項を同

条第六項とし、同条第四項中「変更しようとするときは」の下に、「関係行政機関の長に協議し、かつ」を加え、同項を同条第五項とし、同

条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

その周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林(その自然的経済的社会的諸条件及び

認められる民有林を除く。)につきに改め、同号とし、同号の前に次の一号を加える。

第五条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 その対象とする森林の区域

第五条第五項中「公表するとともに」の下に「、関係市町村長に通知」、かつ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県森林審議会」の下に「及び関係市町村長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

第七条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第八条中「立木竹」の下に「又は土地」を加え、「以下森林所有者等」という。」を削り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をする」に改める。

第九条を次のよう改める。

第九条 削除

第十条第一項中「森林所有者等は、民有林」を「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、地域森林計画の対象となつてゐる

必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが多く、かつ、公益性が高いと認められる事業は省令で定めるものの施行として行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために該當する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合に該當する場合は、この限りでない。

六項に改める。

第八条中「立木竹」の下に「又は土地」を加え、「以下森林所有者等」という。」を削り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をする」に改める。

第九条を次のよう改める。

第九条 第一項中「森林所有者等は、民有林」を「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、地域森林計画の対象となつてゐる

2 都道府県知事は、前項の許可の申請であつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する灾害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域に

おいて土砂の流出又は崩壊その他の灾害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水資源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環

第十条の次に次の三条を加える。

(開発行為の許可)

民有林(第二十五条の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)に

おいて開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘定して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 國又は地方公共団体が行なう場合に該當する場合は、この限りでない。

二 火災、風水害その他の非常災害のために該當する場合は、この限りでない。

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ多く、かつ、公益性が高いと認められる事業は省令で定めるものの施行として行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために該當する場合は、この限りでない。

一 國又は地方公共団体が行なう場合に該當する場合は、この限りでない。

行なう施設組合を除く。以下「生産組合」といふ。(二)は、同号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうことができること。

一 環境緑化木の生産

二 森林を利用して行なう農業

三 前二号の事業に附帯する事業

第八十条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を加える。

第六章第二節第一款中第八十五条の次に次の二条を加える。

(森林の經營)

第八十五条の二 出資施設組合は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、組合員の三分の一以上の書面による同意を得て、森林の保護、培養及び森林生产力の増進を期すためにはその組合が自ら經營することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれにあわせて經營することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の經營(委託又は信託を受けて行なうものを除く)及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

2 出資施設組合の行なう前項の事業に當時從事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第八十六条第一項第一号中「森林所有者」の下に「森林所有者と同一の世帯に属する者で当該森林所有者が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の經營を行なうもののうち、当該森林所有者が指定する一人の者を含む。次号及び第一百五十六条において同じ。」を加え、同項第一号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 森林所有者が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体(前号に掲げる者を除く。)

第八十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行う組合(以下「生産組合」という。)を「生産組合に改める。」

第八十七条第二項中「組合員」の下に「又は組合員と同一の世帯に属する者」を加える。

第八十八条の次に次の二条を加える。

(回転出資金)

第八十八条の二 出資施設組合は、前条の規定による出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対しその組合事業の利用分量に応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができ

る。

2 組合員は、前項の規定による出資(以下「回転出資金」という。)の払込みについて、相殺をもつて出資施設組合に対抗することができる。

第九十条第一項ただし書中「第八十六条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第九十四条及び第九十六条第一項中「組合」を「施設組合」に改める。

第一百三十三条第一項ただし書中「第六号まで」を「第六号の三まで」に改める。

第一百五十五条第二項第四号中「払込済出資額」の下に「(回転出資金の額を除く。以下同じ。)」を加える。

第一百六十六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第一百八十八条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ検察官」とあるのは、「二人」と読み替えるものとする。

「行政庁ハ利害關係人」と読み替えるものとする。

第一百八十八条の次に次の二条を加える。

(参考及び会計主任)

第一百八十六条の二 組合は、参考及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

第八十七条第二項中「年五分」を「年八分以

る。参考及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

2 参考及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで(支配人)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十一条から第五十三條まで(支配人の登記)の規定を準用する。

第一百八十六条の三 組合員(准組合員を除く。)は、總組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上

の同意を得て、理事に対し、参考又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参考又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参考又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

第一百一十三条第三項中「組合員の総数の四分の一」を「その選挙の時における組合員の総数の四分の一(その総数が八百人をこえる組合については、二百人)」に改め、同項ただし書及び同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

第一百一十九条中「前二条」を「前四条」に、「処理するための基準として従わなければならぬ事項」に改める。

第一百五十四条第一項第四号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 所属員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第一百五十四条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 森林施設の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

六の三 所属員の行なう林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)

ず、総代の選舉及び解散又は合併の議決をすることができない。

第一百二十六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

内において政令で定める割合に改め、同条第三項中「応じてし、なお剰余があるときは、」を「応じて、又は」に改める。

第一百二十七条第二項中「年五分」を「年八分以内において政令で定める割合」に改め、同条第三項中「応じてし、なお剰余があるときは、」を「応じて、又は」に改める。

第一百二十八条の二 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお残額がある場合には、その払込みに充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならない。ただし、当該期間内に、総会において払

い戻さなければならぬ。

2 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお残額がある場合には、その払

込みに充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならない。

3 第百二十九条中「前二条」を「前四条」に、「処理するための基準として従わなければならぬ事項」に改める。

第一百五十四条第一項第四号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 所属員の生産する環境緑化木の採

取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第一百五十四条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 森林施設の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

六の三 所属員の行なう林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選舉及び解散又は合併の議決をすることができない。

の売渡し、貸付け又は交換

第百五十四条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

七の三 所属員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

七の四 所属員のための森林施業計画の作成

第百五十四条第二項中「連合会は」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第五項中「施設」の下に「(次項の規定によるものと除く。)」を加え、「所属員以外の者が」を「所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者が」に、「所属員が」を「所属員並びに他の連合会及びその所属員が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 会員に出資をさせる連合会(以下「出資連合会」という。)は、第一項に掲げる事業のほか、所属員の委託を受けた行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの(これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。)の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し(当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。)の事業をあわせ行なうことができる。

第百五十四条に次の二項を加える。

7 連合会は、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める旨を目的としない法人に第一項第四号に掲げる事業その他の省令で定める事業を利用させることができる。

第百五十五条に次の二号を加える。

三 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人(前二号に掲げる者を除く。)

第百五十五条の二 次に次の二号を加える。

(議決権及び選挙権)

第百五十五条の二 会員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、前条第二号又は第三号の規定による会員(以下「准会員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に對して、当該会員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)の数、当該会員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く。)の数及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

3 各会員は、第一項のただし書及び前項の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

4 会員の議決権及び選挙権の行使についての規定を削除する。

第百五十九条第一項中「前条第二項第三号」の項後段を削り、同条第三項中「第百八十二条」を

を「第百五十五条第一項中「一人」とあるのは「一人

(第百五十五条の二第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権二個)」と、第百八十二条中「読み替える」を「同条第三項中「第百五十五条第九項本文」とあるのは「第百五十六条本文」と読み替える」に改める。

第百六十条第一項中「会員に出資をさせる連合会(以下「出資連合会」という。)」を「出資連合会に改め、同条第二項第五号中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第百六十三条第二項中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第百七十二条第二項を次のよう改める。

2 行政庁が組合又は連合会の解散を命じた場合は、当該行政庁の嘱託によつてする。

第百七十八条中「(昭和三十八年法律第百二十号)」を削る。

第百七十九条中「連合会に対し」の下に「期間を定めて」を加え、同条に次の二項を加える。

2 組合又は連合会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。

第百八十二条を次のように改める。

(行政庁による解散命令)

第百八十二条 次の場合には、行政庁は、当該

組合又は連合会の解散を命ずることができるもの。

第一組合又は連合会が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 組合又は連合会が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもな

おその事業を開始せず、又は一年以上事業

を停止したとき。

三 組合又は連合会が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとし、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えないければならない。

2 行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合又は連合会に對して、その行なう事業を通じ、この法律に定める他の措置と相まって森林の有する公益的機能の維持増進が図られるよう、その健全な運営と発達について助言及び指導を行なう等必要な配慮をするものとする。

第百九十二条第二項を次の二項を加える。

(組合及び連合会に対する助言、指導等)

第百八十四条の二 国及び都道府県は、組合及び連合会に對して、その行なう事業を通じ、この法律に定める他の措置と相まって森林の有する公益的機能の維持増進が図られるよう、その健全な運営と発達について助言及び指導を行なう等必要な配慮をするものとする。

第百九十二条第一項中「第二十五条」を「第十条の二、第二十五条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(農林大臣及び都道府道知事の援助)

第百九十二条第一項中「第二十五条」を「第十条の二、第二十五条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(農林大臣及び都道府道知事の援助)

第百九十二条第一項中「第二十五条」を「第十条の二、第二十五条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(農林大臣及び都道府道知事の援助)

第百九十二条第一項中「第二十五条」を「第十条の二、第二十五条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(農林大臣及び都道府道知事の援助)

第百九十二条第一項中「第二十五条」を「第十条の二、第二十五条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(農林大臣及び都道府道知事の援助)

第百九十二条第一項中「第二十五条」を「第十条の二、第二十五条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(農林大臣及び都道府道知事の援助)

第百九十二条第一項中「第二十五条」を「第十条の二、第二十五条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

までの間は、なお從前の例による。

(解散命令に係る経過規定)

第七条 この法律の施行前に裁判所が申立てを受

けた旧法第百八十二条第一項の規定による事件

については、なお從前の例による。

(罰則に係る経過規定)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお從前の例による。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十一
六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第九号及び第七十
三条の七第十号中「第八十六条第二項」を「第七
十九条第十項」に改める。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第十一条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法
律第八十四号)の一部を次のように改める。

第三条中「第四条第三項」を「第四条第四項」に
改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第
二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項及び第七十八条の二中「第
七十九条第一項第二号」を「第七十九条第一項の
規定に基づき同項第二号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)
の一部を次のように改正する。

別表第三の表中「第八十六条第二項(生産組合の事
員の資格)」を「第七十九条第十項(生産組合の事
業の種類)」に改める。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に
関する法律の一部改正)

第十四条 入会林野等に係る権利関係の近代化の
助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第三項中「第七十九条第一項第二号」を

「第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号」
と改める。

昭和四十九年二月二十八日 衆議院会議録第十五号

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案 郵便貯金法の一部を改正する法律案

に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第十四条 国有林野の活用に関する法律(昭和四
十六年法律第百八号)の一部を次のように改正

する。

第三条第一項第三号中「第七十九条第一項第
二号」を「第七十九条第一項の規定に基づき同項
第二号」に改める。

第三条第一項第三号中「第七十九条第一項第
二号」に改める。

うとするもので、そのおもな内容は、

第一に、全国森林計画の中に流域別計画を樹立

すること等、森林計画制度を整備すること。

第二に、民有林における一定規模以上の開発行

為について、都道府県知事の許可制を導入すること。

第三に、伐採の届け出制を強化すること。

第四に、森林施業計画の認定制度を拡充すること。

第五に、森林組合、同連合会の事業範囲を拡大し、管理運営体制を強化すること。

第六に、森林組合合併助成法の合併に関する計

画の認定制度につき、適用期間を昭和五十三年三

月三十一日まで延長すること。

等であります。

本案は、昨年の第七十一回国会に提出され、七

月十一日の委員会において政府から提案理由の説

明を聴取した後、特に田中内閣総理大臣の出席を

求めて質疑を行ない、また、参考人の意見を聴取

する等、慎重に審議を行なった後、継続審査と

なつたものであります。

前国会の閉会中には、本改正案の内容に関連し

て現地調査を行ない、引き続き今国会におきまし

てもさらに慎重な審議を重ね、二月二十七日質疑

を終了し、委員長提案により、民有林の開発行為

の許可基準の適用にあたっては、森林の保続増進

及び森林生产力の増進に留意しなければならない

こと等につき修正を加え、本案は全会一致をもつ

て修正すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決

しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(参照)

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改

正する法律案に対する修正案(委員会修正)

を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次

に次の一項を加える。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定

する森林の機能を判断するに当たつては、森林

の保続増進及び森林生产力の増進に留意しなけ

ればならない。

第一条のうち、第十条の三の改正規定中「同条

第三項」を「同条第四項」に改める。

第三条中「(昭和四十八年法律第
二号)」に改める。

第六に、森林組合合併助成法の合併に関する計

画の認定制度につき、適用期間を昭和五十三年三

月三十一日まで延長すること。

等であります。

本案は、昨年の第七十一回国会に提出され、七

月十一日の委員会において政府から提案理由の説

明を聴取した後、特に田中内閣総理大臣の出席を

求めて質疑を行ない、また、参考人の意見を聴取

する等、慎重に審議を行なった後、継続審査と

なつたものであります。

前国会の閉会中には、本改正案の内容に関連し

て現地調査を行ない、引き続き今国会におきまし

てもさらに慎重な審議を重ね、二月二十七日質疑

を終了し、委員長提案により、民有林の開発行為

の許可基準の適用にあたつては、森林の保続増進

及び森林生产力の増進に留意しなければならない

こと等につき修正を加え、本案は全会一致をもつ

て修正すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決

しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

に次の一項を加える。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定

する森林の機能を判断するに当たつては、森林

の保続増進及び森林生产力の増進に留意しなけ

ればならない。

第一条のうち、第十条の二の改正規定中第四項

第三項を「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

第六に、森林組合合併助成法の合併に関する計

画の認定制度につき、適用期間を昭和五十年四

月一日)に改める。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条

から附則第十三条までを「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

第二条中「(昭和四十九年四月一日)」を「附則第三条」とし、附則第一条第一号に改める。

第二条中「(昭和四十九年四月一日)」を「附則第三条」とし、附則第一条第一号に改める。

第一項を「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改

正する法律案に対する修正案(委員会修正)

に次の一項を加える。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定

する森林の機能を判断するに当たつては、森林

の保続増進及び森林生产力の増進に留意しなけ

ればならない。

第一条のうち、第十条の二の改正規定中第四項

第三項を「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

第六に、森林組合合併助成法の合併に関する計

画の認定制度につき、適用期間を昭和五十年四

月一日)に改める。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条

から附則第十三条までを「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

第二条中「(昭和四十九年四月一日)」を「附則第三条」とし、附則第一条第一号に改める。

第二条中「(昭和四十九年四月一日)」を「附則第三条」とし、附則第一条第一号に改める。

第一項を「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改

正する法律案に対する修正案(委員会修正)

に次の一項を加える。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定

する森林の機能を判断するに当たつては、森林

の保続増進及び森林生产力の増進に留意しなけ

ればならない。

第一条のうち、第十条の二の改正規定中第四項

第三項を「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

第六に、森林組合合併助成法の合併に関する計

画の認定制度につき、適用期間を昭和五十年四

月一日)に改める。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条

から附則第十三条までを「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

第二条中「(昭和四十九年四月一日)」を「附則第三条」とし、附則第一条第一号に改める。

第二条中「(昭和四十九年四月一日)」を「附則第三条」とし、附則第一条第一号に改める。

第一項を「(昭和四十九年四月一日)」に改める。

すなわち、この際、内閣提出、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十九年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角栄

郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便貯金法(昭和二十二年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

郵便貯金の預金者貸し付けの制限額を二十万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長廣瀬正雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔廣瀬正雄君登壇〕

○廣瀬正雄君 須だいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便貯金の預金者貸し付けの制限額を引き上げることを内容とするものであります。

現在、郵便貯金の預金者貸し付けの制限額は、一人につき十万円であります。が、預金者から引き上げについての要望も強く、最近における経済情勢にかんがみまして、日常生活の不時の出費をまかなうための資金として十万円では低きに失しますので、これを十万円に引き上げて、預金者の利益を増進しようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日となっております。

通信委員会におきましては、去る一月三十一日本案の付託を受けまして、二月二十日原田郵政大臣より提案理由を聴取し、慎重に審査したのであります。が、本日質疑を終了し、討論もなく、採決をいたしました結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

地方財政計画についての自治大臣の発言を許し、あわせて、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣町村

金五君。

〔國務大臣町村金五君登壇〕

○國務大臣(町村金五君) 昭和四十九年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

昭和四十九年度の地方財政につきましては、最近における物価上昇、石油問題等内外の経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、地方財源の確保に配慮を加えつつ、国と同一の基調により、

総需要の抑制に資するため、公共投資をはじめとする歳出を極力圧縮するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化につとめ、地域住民の生活の安定と福祉の充実をはかるための施策を推進することを基本とし、あわせて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運用をはかり得るよう措置する必要があります。

昭和四十九年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税及び事業税 小規模住宅用地の固定資産税等について、その軽減合理化をはかることがあります。

また、市町村民税法人税割の税率の引き上げ等により地方税源を拡充強化するとともに、自動車取得税の税率の引き上げ並びに地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増強により、地方道路財源の確保をはかることとしております。

第二は、地方財政の状況等を考慮し、地方交付税について、昭和四十九年度の特例として、交付

税及び譲与税配付金特別会計の借り入れ残高に相当する千六百八十億円の減額調整を行なうとともに、引き続き沖縄県及び同県市町村に対して交

付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖繩特別交付金三百二十一億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとしております。

第三は、総需要抑制の見地から地方債の発行額を極力圧縮するとともに、地方債資金における政

府資金の構成比率を高めるなど地方債の質的改善をはかることとしております。

第四は、総需要抑制の要請を踏まえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的配分をはかることであります。

このため、各種社会福祉事業、教育振興対策、消防救急・公害・交通安全対策、消費者行政等の充実をはかるとともに、上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等生活関連公共施設の整備のための事業を重点的に進めることとし、また、人口急増地域及び過疎地域に対する財政措置の拡充をはかることとするほか、土地開発基金の計上等により公共用地の先行取得及び公有地の拡大に資することとしております。

第五は、地方公営企業について、病院事業の不良債務解消のための新たな助成措置、交通事業の経営の再建等、その経営の健全化を積極的に推進する措置を講じ、経営基盤の強化をはかることがあります。

第六は、超過負担の解消措置等により、地方財政の健全化及び財政秩序の確立をはかるとともに、新たに財政調整資金を計上する等、地方財政の弾力的な運用をはかり得るようするための措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに、昭和四十九年度の地方財

政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、十七兆三千七百五十三億円となり、前年度に對し、二兆八千二百四十三億円、一九・四%の増

加となつております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につい

て、その趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみまして、地

第一に、個人の住民税及び事業税、小規模住宅用地にかかる固定資産税等について負担の軽減合理化をはかること。

第二に、市町村民税の法人税割及び自動車取得税の税率を引き上げ、地方税源を充実強化すること。

以下、その重点をいたしております。
まず、個人の住民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限を引き上げることとし、基礎控除の額を2万円、配偶者控除の額を3万円及び扶養控除の額を2万円引き上げることといたしました。

次に、事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除額を百五十万円に引き上げるとともに、中小法人に対する負担の軽減をはかるため、軽減税率の適用所得の範囲を拡大することといたしました。

また、固定資産税につきましては、二百平方メートル以下の小規模な住宅用地にかかる課税標準をその価格の四分の一の額とし、その額が昭和四十八年度の課税標準となるべき額をこえるときは、昭和四十九年度及び昭和五十年度は、昭和四十八年度の課税標準額に据え置くこととするとともに、個人の所有する非住宅用地にかかる昭和四十九年度及び五十年度の固定資産税額は、原則として前年度の課税標準となるべき額の一・五倍の額を限度として算定した税額とすることいたしました。

さらに、法人の住民税につきましては、市町村民税の充実に資するため、市町村民税法人税割の税率を一二・一%に引き上げるとともに、道府県民法人税割の税率を五・二%に改めることとし、また、自動車取得税につきましては、地方道路財源の拡充をはかるため、自家用自動車にかか

る税率を五%に引き上げることといたしております。

このほか、ガス税の税率の引き下げ、自動車取扱税、電気税及びガス税の免税点の引き上げ、料理飲食等消費税の基礎控除の額の引き上げ、発電所にかかる固定資産税の課税標準の特例措置の廃止等、各税を通じて負担の適正合理化をはかるとともに、地方税制の合理化をはかるための規定の整備等所要の改正を行なうことといたしております。

以上の改正により、昭和四十九年度におきましては、個人の住民税における千七百七十三億円をはじめ、合計三千六百六十三億円の減税を行なうこととなります。一方、市町村民税法人税割の引き上げ等により千九百三十一億円の增收が見込まれますので、差し引き千七百三十二億円の減収となります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。
昭和四十九年度分の地方交付税の総額については、さきに昭和四十九年度の地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。順次これを許します。

山田芳治君。

〔山田芳治君登壇〕

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。順次これを許します。

質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。順次これを許します。

山田芳治君。

〔山田芳治君登壇〕

○山田芳治君 私は、日本社会党を代表して、ただいま国会に提出されております地方財政計画と、それに関連して、長年の懸案である地方財政計画の超過負担について、特にいわゆる撰津訴訟に触れて質疑の通告があります。順次これを許します。

山田芳治君。

わが国内政の大部分は、全国三千三百余を数千六百八十億円を減額調整する特例規定を設けたことはいたしました結果、総額三兆四千四百四十億円で、前年度に対し五千七十億円、一七・四%の増加となつております。

また、昭和四十九年度の普通交付税の算定にあたっては、地方財政計画の策定方針に即応して、社会福祉水準及び教育水準の向上に要する経費の増額をはかるとともに、住民生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めるほか、過密・過疎対策、交通安全対策、消防救急対策、消費者行政等に要する経費を充実することとしております。さらには、公有地の拡大等に資するため、土地開発基金費を設けるとともに、社会経済情勢の変動に対処して弾力的な財政運営を行なうことができるよう新たに財政調整資金費を設けることとしております。

以上が昭和四十九年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

求不満は、国の事務であろうといなどにかかわらず、住民は身近の地方自治団体に持ち込むのであります。国民の國に対する要求に地方自治体が時宜に適した処置によつてこたえているという、国に対するクッションの役割りを果たしているのであります。しかるがゆえに、わが国の地方自治が、憲法にいう地方自治の本旨に従つた制度運営が保証されているかどうか、いうことが今日ほど問われているときはないし、「地方自治は民主主義の学校であり教師である」というジエームズ・ブライスのことばをあらためて考え方直すときであろうかと存ずるのであります。

本来、地方自治体は住民福祉の積極的向上をはかることをその存立目的としているものであり、高福祉社会の早期実現が国民的課題である今日、地方自治体の果たす役割りはますます重要度を加えております。狂乱物価、悪性インフレ、つくられた物資不足の中で国民の不満が山積しているとき、景気の状況等にかかわりなく、地方自治体が彈力的な行政対応で国民の不満を少しでも解消できるような措置を国において講ぜられるべきであると存じます。(拍手)

昭和四十九年度地方財政計画は、その策定方針として、総需要を抑制して物価の鎮静をはかる、住民負担の軽減合理化、地方税源の充実強化、経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的運用、地域住民の生活安定と福祉の充実をはかるということを申しております。先ほど申しました総額十七兆三千七百五十三億、前年度比一九・四%増となつておりますけれども、内容的にはきわめて不十分であります。

その第一は、超過負担の解消が不十分であると申したことあります。第二番目は、地方税源、地方債に対する配慮が十分でないことがあります。

第三に、福祉面における地方単独事業に対する配慮が不十分であることがあります。

以下、具体的にその点を指摘して、総理以下閣僚大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

もともと地方財政計画は、地方交付税法の第七条の規定に基づいて国会に提出をされているわけではありませんが、これは地方団体の財政運営、予算編成の指針となるべきものであるわけでございますが、現実の決算との間に二割以上の乖離、ギャップがございます。

昭和四十七年度を例にとりますと、地方財政計画は一兆七千億でありましたが、決算額は十四兆六千億でありまして、その差が二兆八千億あります。何と二四%も決算額が上回っております。この原因の一つは、歳出において、超過負担を含め地方単独事業等の実態が生かされていない、歳入において、地方税及び地方債の強力的な運用というものが反映されていないという点であります。

まず、超過負担について、昨年、大阪府堺津市において保育所の建設費について訴訟が提起されました。これが最も代表的でござりますので、その問題の実情を申し述べ、質問を申し上げたいと思います。

児童福祉法と同施行令によりますと、保育所の建設費については、実支出額の二分の一を国が負担するということになつておりますが、国が負担の実態は、昭和四十七年度までは打ち切りしかもそれが百万円から数百万であります。実支出額は、昭和四十四年度においても二千万円以上をこえていたのが、各地方自治体の実態であります。昭和四十八年度は、訴訟が提起された関係で相当改善されたといいますけれども、四千万円をこえる実支出額に対し六分の一、一千四百四十三万円の、しかもその二分の一というような実態であります。このようないい実態の中で、政府は、超過負担があるということを認めていたながらも、事務手続が十分でないというので、これを拒否していきます。

過日、総理は施政方針の演説で、過去の行きがかりにこだわることなく、反省すべきは率直に反省し、改めるべきは謙虚に改めると申されましたのであります。

が、保育所、公立文教施設、公営住宅等についての超過負担にあえいでいる地方自治体十数年来のあります。ところが、市町村長は、機関委任事務として、保育に欠ける児童を保育所に入れて措置をする義務があります。それでは法律的にいつて市町村長が措置をする義務があるにかかわらず、どこへ入れていののかが法制的に明らかでありません。これについての懇願ともいうべきこの問題について、新たに法律を制定して、公的時効期間である五年の過去にさかのぼって超過負担分を支払うべき考え方があるかないかを率直にお聞かせをいただきたいと存じます。(拍手)

次に、四十九年度の予算単価を見ますと、たとえば公立文教施設中、小中学校校舎単価は一平米六万一千七百円であります。ところが、過日、大阪府下で四十八年度の実績報告がなされておりますが、それによると、九万九千八百六十六円となつております。昭和四十八年度で四十九年度の単価をすでに上回っているのでありますから、予算額はあくまでもこれは積算単価であつて、實際の交付を決定する際は実情に合った単価にされるかどうかということを、大蔵大臣に御所見をお伺いいたしたいと存じます。(拍手)

次に、政府は、昨年の十二月二十六日、突如、児童福祉法施行令第十五条を改正しました。保育所を含む児童福祉施設の設備に要する費用の国庫負担は、厚生大臣の承認を受けた児童福祉施設に限りるということと、その算定は、厚生大臣が定める単価数量を基準にする、こういう二点を改正されたのであります。改定前の命令が、すべての児童福祉施設また、設備費の国の負担算定基準は実積算額であったことと比較いたしますと、まさに改悪であります。超過負担を自治体にしてしまった、地方団体がこれら職員のために負担する共済金あるいは超過勤務手当についても何ら支払われてゐないのです。地方財政法第十条の四の違反ではないかと存するのですが、大蔵大臣及び自治大臣の御見解を求めます。

以上、超過負担の解消についての問題点を述べてまいりましたが、先述のように、予算編成後も卸売り物価の値上がりははなはだしく、去る二十日現在では三六・七%も上がつてゐるといふ現在の情勢で、政府は、昭和四十九年度において実態調査の上、単価については実勢単価を把握し、対象については十分取り入れて、抜本的な対策をとられる意思があるかどうかということを総理にお伺いいたしたいと存します。

次に、地方財政計画について伺います。

また、児童福祉法によりますと、保育所設置は義務化されていないのです。ところが、市町村長は、機関委任事務として、保育に欠ける児童を保育所に入れて措置をする義務があります。それでは法律的にいつて市町村長が措置をする義務があるにかかわらず、どこへ入れていののかが法制的に明らかでありません。これについての懇願ともいうべきこの問題について、新たに法律を制定して、公的時効期間である五年の過去にさかのぼって超過負担分を支払うべき考え方があるかないかを率直にお聞かせをいただきたいと存じます。(拍手)

次に、委託費についてお伺いをいたします。外国人登録事務、あるいは國の用に供する統計に関する事務については、全額國が負担をして、地方が負担をする義務がないとされているのでありますけれども、現実には昭和四十八年度三千四十三人の職員が配置されており、これが二十五年でやめるとするならば、毎年百数十人が退職をするのであります。これの退職手当、あるいはまた、地方団体がこれら職員のために負担する共済金あるいは超過勤務手当についても何ら支払われてゐないのです。地方財政法第十条の四の違法ではないことを過日発言されたと新聞に載つておりましたが、地方単独事業の抑制を強く言われる総理が、地方の以上のよろ特殊な立場について、原則は原則としながらも、彈力的な運用をされねばならないと存するのであります。いかがお考えになつておられるであります。

また、ワク外債、繰故債については、毎年地方債計画の三分の一以上の額が許可をされることによって、地方団体は超過負担等の解消に当たつてはならないことを過日発言されたと新聞に載つておりましたが、地方単独事業の抑制を強く言われる総理が、地方の以上のよろ特殊な立場について、原則は原則としながらも、彈力的な運用をされねばならないと存するのであります。いかがお考えになつておられるであります。

また、総理は、地方団体の財政需要を押さえなければいけないということを過日発言されたと新聞に載つておりましたが、地方単独事業の抑制を強く言われる総理が、地方の以上のよろ特殊な立場について、原則は原則としながらも、彈力的な運用をされねばならないと存するのであります。いかがお考えになつておられるであります。

その年の通常規模の地方財政を描いたのであります。ところが、市町村長は、機関委任事務として、保育に欠ける児童を保育所に入れて措置をする義務があります。それでは法律的にいつて市町村長が措置をする義務があるにかかわらず、どこへ入れていののかが法制的に明らかでありません。これについての懇願ともいうべきこの問題について、新たに法律を制定して、公的時効期間である五年の過去にさかのぼって超過負担分を支払うべき考え方があるかないかを率直にお聞かせをいただきたいと存じます。(拍手)

次に、昭和四十九年度の税収は、計画ベースでは三百六十九億円であります。実際の決算から見ますと、昭和四十八年度決算に比べて一〇%程度の増しか見込まれてないのです。また、地方債について、政府はワク外債を原則として認めないと言われておるのでありますから、来年度の地方政府は非常に苦しい状態になると言つてよど申した住民の要求にこたえることができないの申します。今日ほど求められているときがない状況の中で、総需要抑制の必要性は認めますけれども、國とすべて同一基調とするということについては、私たちには納得がいきません。

総理は、地方団体の財政需要を押さえなければいけないということを過日発言されたと新聞に載つておりましたが、地方単独事業の抑制を強く言われる総理が、地方の以上のよろ特殊な立場について、原則は原則としながらも、彈力的な運用をされねばならないと存するのであります。いかがお考えになつておられるであります。

また、ワク外債、繰故債については、毎年地方債計画の三分の一以上の額が許可をされることによって、地方団体は超過負担等の解消に当たつてはならないことを過日発言されたと新聞に載つておりましたが、地方単独事業の抑制を強く言われる総理が、地方の以上のよろ特殊な立場について、原則は原則としながらも、彈力的な運用をされねばならないと存するのであります。いかがお考えになつておられるであります。

また、福祉事業について三〇%以上の伸びを見せていると申しますけれども、先ほど申しましたように、卸売り物価がすでに三六・七%も上がつてゐる今日、この程度では、上乗せをしなければならない。地方自治団体の福祉事業では不十分で

変更したものではございません。この点を御理解いただきたいと思います。

また、年末の改正は突如として行なわれたではないかということをございますが、昨年の十月ごろから施行令の改正の作業を進めてまいつておつたのでございまして、たまたまそれが十二月になつて成案を得たということをございまして、何の他意もないであります。

なお、保育所に対する補助金につきましては、毎年改善をはかつておるわけでございまして、今後とも超過負担解消のために努力をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、お尋ねの、市町村長は、児童福祉法によつて、保育に欠ける児童を措置しなければならない、ところが施設の設置は任意ではないか、こういうことについてのお尋ねでございますが、この児童福祉施設の整備につきましては、昭和四十六年度から、社会福祉施設緊急整備五ヵ年計画というものをつくりまして、年次別、計画的に進めまいつておるわけでございますが、最近における保育所の要望が非常に高まつてしまつたので、昨年来、社会保障基本計画策定懇談会において案を練つておりますし、さらに一そろ拡充するような改定をいたしたい、かように考えておるような次第でございます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 小川省吾君。

〔議長退席、副議長着席〕

○小川省吾君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を行ないます。(拍手) 具体的な細部にわたる論議は委員会に譲るといつたまして、いま、ここでは、地方行政の基本にかかる問題からただしてまいりたいと存じます。

まず最初に、田中總理に對して、地方財政に関する三点にわたりてお尋ねをいたします。

その第一は、地方自治をいかに確立強化するかについてでございます。

いま、國民は、かつてない悪性インフレによる物価の高騰のもとに苦しみあえいでおるわけでございます。國民の日常生活の周辺をになうところの地方行政財政を強化充実をすることが、いまほど切実に要請されているときはないと思うのであります。

なお、お尋ねの、國民生活を向上させ、その福祉を守るために向かって、自治体財源、とりわけ市町村の自主財源を強化する以外にはないと考えます。当面す

る内政最大の課題であると信じます。總理は、将来に向かって、自治体財源、とりわけ市町村財源の拡充強化についてどのように取り組んでいくつ

もりか、その決意のほどをまずお伺いいたしたい

のであります。

第二点といたしまして、社会福祉諸施策に対する財源措置の強化についてであります。

社会福祉の充実については、田中内閣もその重

大さされてきておるわけでございます。所得二百四十万以下では、住民税の負担のほうが所得税より大きくなつてまいります。國民の重税感、税負担に対する怨嗟の声は、地方税に、市町村に向けら

れてくることは明らかでございます。

第三次といたしまして、地方交付税率についてでございます。

現行の交付税率三三・六%は、昭和四十一年度以来据え置かれているわけであります。地方団体の超

過負担がいよいよ増大をし、財政需要の激増に伴

い、交付税制度の抜本的な改正、当面、税率の大

幅引き上げが要請されるときだと考えますが、總

理の見解をお伺いいたすところでございます。

次に、提案になりました両税の政府案とも国民

の要求にほど遠いものでござりますけれども、地

方税法に関連をしてお尋ねしてまいりたいと思つております。大蔵大臣、自治大臣にお伺いをいた

したいと存じます。

地方自主財源の充実強化をはかるため、今回、

いま一、二の例をあげるならば、国立コロニーと同様性格の地方コロニーが、ほとんど各都道府県の費用でまかなわれておるわけであります。こ

れは当然、老人医療費制度と同様に、これまた国保の重要な問題になつておりますけれども、少なくとも老人医療費制度と同様に、全国的な視野に立つて制度化をし、早急に医療費の公費負担を実施していくべきだと思うわけであります。

地方の財政負担解消のため、これら社会福祉諸

施策について、制度化あるいは従来より以上に大幅に財源措置を実施していかれる意思がおありか

どうか、お尋ねをいたすところでございます。

第三次といたしまして、地方交付税率についてでございます。

現行の交付税率三三・六%は、昭和四十一年度以来据え置かれておるわけであります。地方団体の超

過負担がいよいよ増大をし、財政需要の激増に伴

い、交付税制度の抜本的な改正、当面、税率の大

幅引き上げが要請されるときだと考えますが、總

理の見解をお伺いいたすところでございます。

次に、課税最低限についてでございます。

今回、所得税は百五十万、住民税のそれは百

万とされ、四十八年度よりもますますその差は拡

大さされてきておるわけでございます。所得二百四十万以下では、住民税の負担のほうが所得税より

大きくなつてまいります。國民の重税感、税負担

に対する怨嗟の声は、地方税に、市町村に向けら

れてくることは明らかでございます。

私は、社会党は、前々から、所得税、住民税の

課税最低限は同一にするべきであると主張してき

たところでございますけれども、これでは、田中

内閣に対する不信の声を、税制面で政府、中央か

ら自治体に政策的に振り向けたと断ぜざるを得ないのあります。何ゆえに課税最低限をさらによ

り以上に拡大しようとするのか、納得のいく説明

を承りたいのでございます。

と見られております。この実情に対応する措置が必要であり、そのため、公害対策目的税としての重油消費税の創設が強く望まれています。公害目

標を創設する意思があるかどうか、この創設にかといふような、あいまいな表現をとらずに、制

限税率の定めのない税目であるとか、あるいは法

定外普通税については、当然自治体に委任すべきであり、法の総則で定める等、立法政策の上で規

定をしていくべき時期に到達していると思うけれども、どうなつか。

昭和四十九年二月二十八日 衆議院会議録第十五号

一案の趣旨説明に対する小川省吾君の質疑

三

ておるもので、」とこります。（拍手）

が、医療保障制度全般の問題とも関連いたしますので、慎重な検討を要するものと考えております。

次は、地方交付税についてでございますが、地方交付税の税率につきましては、御指摘のとおり、昭和四十一年度に二九・五%から現行の三三%に引き上げられたわけでござります。その間、経済成長に伴いまして、地方交付税の総額は毎年相當程度の伸びを示し、地方財政の体质改善に寄与しておるわけであります。今後とも、地方税、地方交付税、地方債等を総合的に勘案いたしまして、必要な地方財源の充実を期してまいりたいと考えておるのであります。(拍手)

○國務大臣(福田赳氏君) お答
〔國務大臣福田赳氏君登壇〕

四

まず第一に、地方交付税の減額調査措置についてでございますが、この措置をとりまして、本日それに関連しまして地方交付税法の改正法案を提案しなければなりませんことは、私、まことにこれは申しわけないと存じます。

ただいまお話しのよう、これにはきさつがあります。特に、私は野田自治大臣との間に申し合わせをいたしまして、自今かような財源調整はいこしません、こうござひござ、と申す、と

申しましても、こ
二申しましても、こ

オにモラル判断の今日のこの情勢を一日も放置する
ことはできない、それには絶需要抑制政策をとら
なければならぬ、それには国も地方も相協力し
てこの抑制政策に協力しなければならない、そろ
てこの立場に置かれておるわけなんです。そういう
ことから、まことに異例のこととございまするけ
れども、今回のこの措置をとるということになつ
た次第でありますて、ひとつお詫び取り、御理解

のほどをお願い申し上げます。

次に、小川さんは、国が国債を発行いたしたならば、それ見合つて地方交付税を増額すべし、こういう御所見でございます。私は、国といいたしまして公債を発行する、何もそういうようなこと

なお、小川さんから、重油消費税を創設すべし、事務所營業所税を創設すべし、こういふところ御意見でござります。御趣旨はまことに私はよく理解できます。その言われるよろな御趣旨に従いまして、四十九年度におきましては、法人住民税の増徴を行ないますとか、地方道路税、自動車取得税の増徴をいたしますとか、いろいろ御提案を申しておるわけでござりますけれども、これは小川さんのおっしゃると趣旨は全く同じじに出

それから次に、地方税について、標準税率をとつておる税目について、特に地方団体が財政上の必要があると認める場合には、標準税率をとえで課税することができるということについてのお尋ねであったのでございますが、申し上げるまでもなく、超過課税を行なうということは、通常の税負担以上の重税を納税者に課するということになるわけでございまして、超過課税を相当とすする財政需要があることが明確である場合を除きま

体につきまして大体一割程度を引き上げるということを目指として、法人税割の税率を引き上げたことを目途として、市町村民税は、平年度分で大体一千億円に及ぶ增收となる、したがつて、さらに税率を引き上げるということはこの際適当でない、かように考へておるわけでござります。

次に、地方交付税の千六百八十億円の減額措置につきましては、ただいま大蔵大臣からお答えをございました。

を希望しておるわけじゃございません。いろいろな事情からやむにやまねず公債を発行する、そういう立場にあるわけであります。そのやむにやまねずして発行する公債、それに対しまして何がしかをまた地方に交付すべし、こういう考え方方は、私は、少し酷ではないか、さむよに思うのであります。

なお、小川さんから、国の予算を暦年制に改めたらどうか、等々いう御所見でござります。もし小川さんのおっしゃることだが、国だけの会計を暦年制にする、地方はいまの四月一三月制にとどめておく、こういうお考えでありますと、私はこれは相当問題があると思うのです。つまり、国と地方が同一の会計年度ということで、初めて国も地方も総合的な計画が立つ。しかるに、ばらばらになるということになつたら、これはたいへんな不都合が起ころうと思うのです。ですから、そういうことは私は妥当ではないと思いますが、もし、小川さんのおっしゃることが、國も地方も会計年度をそろつて暦年制に改めたらどうだということになりますと、今日のこの制度は八十年以上の歴史を持つておる制度でござりまするけれども、同時に、積雪寒冷地帯に対する関係はどうかとか、いろいろな問題があるのであります。そういうことで、これはくつわをそろえて暦年制にするということになりますると、私は、これは一つの検討事項じゃあるまいが、そういうふうにも思います。この問題はなお今後的重要課題として検討してまいりたい、かように存じます。

なお、小川さんから、重油消費税を創設すべし、事務所営業所税を創設すべし、こういふよ

ておるものでござります。(拍手)
〔国務大臣町村金五君登壇〕

○國務大臣(町村金五君) 事務所事業所税の創設の問題、また、公害対策のための重油消費税を創設すべきではないかということにつきましては、ただいま大蔵大臣からお答えがあつたのでございますが、御承知のように、大都市における財政需要の激増に対処いたしますために、大都市の税源の充実をはかる必要があるということは、私どもも全く同様に考えておるのでありますと、昭和四十九年度の税制改正の検討にあたりましても、この税の創設について検討を重ねたのでござりますけれども、御承知のような法人税の引き上げも行なわれたことでもあり、また、昨秋来の経済情勢の急激な変化等もございまして、今回はこれを見送ることにいたしたようなわけでござります。

それから次に、個人住民税の課税最低限のきめ方が、所得税の最低限に比べてだんだんと差が広がってくるのではないかという御指摘のようですが、さりますが、すでに小川議員も御承知ではございますが、個人の住民税は前年中の所得を課税標準として課税されるものでありますから、課税最低限につきましても、前年の所得税と比較することが適当である。本年も引き続きこれの引き上げをいたしておりますのでございますので、むしろ、われわれとしては、その差が従来に比べて次第に縮小されてきておるというふうに考えておるのであります。今後ともこの引き上げには努力してまいりたいと考えております。

それから次に、地方税について、標準税率をとつておる税目について、特に地方団体が財政上いろいろある税目の中から、課税標準を定めた上で、

して、私は、慎重に取り扱わなければならぬものだ、かように考えておるところでございます。次に、低所得者の負担軽減をはかりますために、新たに四万円の民戸税制度というものを取り入れるという御提案でございますが、政府としては、課税最低限の引き上げを行なうことが適当であろう、こう考えておるのでございまして、すでに四十九年度におきましても、大幅に引き上げることにいたしたいと考えておるのでござります。

次に、現在の道府県民税所得割の税率が二段階になつておる、これを五段階に直したらどうかという御提案でござりますけれども、この点は、私が申し上げるまでもなく、二段階の税率区分が定められておりまする経緯等がございまして、いまこの累進度を高めるということには問題がある、かように私どもは考えておるのでございまして、いずれにいたしましても、この所得割の税率を改めるということは、税収入や個人の税負担にも大きな変動を生ずることになりますので、今後、所得税なり道府県民税なり市町村民税を通じて、総合的に検討していくべきものである、かようて考えるわけでございます。

さらに、お尋ねは、昭和四十九年度の税制改正において行なわれておりまする道府県の法人税割を現行のままに据え置いて、市町村の法人税割をさらに政府提案よりも引き上げることが適當だ、こういうお尋ねのよう伺つたのでござりますが、このたびの税制改正におきましては、市町村税源の充実をはかりまするために、法人税等の全体につきまして大体一割程度を引き上げるというふことを目途として、法人税割の税率を引き上げた

して、私は、慎重に取り扱わなければならぬものだ、かように考へておるところでござります。次に、低所得者の負担軽減をはかりまするため、新たに四万円の戻し税制度というものを取り入れるといふ御提案でございますが、政府としては、課税最低限の引き上げを行なうことが適当であろう、こう考へておるのでございまして、すでに四十九年度におきましても、大幅に引き上げることにいたしたいと考えておるのでござります。

次に、現在の道府県民税所得割の税率が二段階になつておる、これを五段階に直したらどうかという御提案でござりますけれども、この点は、私が申し上げるまでもなく、二段階の税率区分が定められておりまする経緯等がございまして、いまこの累進度を高めるということには問題がある、かように私どもは考へておるのでございまして、いずれにいたしましても、この所得割の税率を改めるということは、税収入や個人の税負担にも大きな変動を生ずることになりますので、今後、所得税なり道府県民税なり市町村民税を通じて、総合的に検討していくべきものである、かよろしく考へるわけでござります。

予算におきまして千九百九十六億円、四十九年度予算におきましては千六百七十九億円、合わせて実に三千六百七十六億円という巨額の地方交付税の削減を引き続いて政府は行なつております。

高度成長だ、安定成長だ、総需要の抑制だと、
そのときどきの政府の経済政策に基づきまして、
交付税額を恣意的に変更することは、明らかに交
付税本来の性格を無視した違法な措置であって、
これを直ちに取りやめるとともに、交付税交付金
は、国税収入金整理資金から交付税会計への直接
繰り入れを行なうこととを要求するものであります。
す。總理並びに大蔵大臣、自治大臣の答弁をお聞
きしたいと思います。

第三に重要な点は、この引き続きます前指摘す
が、実は交付税率の引き上げを不当に回避するための作意的な措置として進められてきた点であります。国によります一方的な年度間調整措置といふものは、そのことをはつきりと意図しておるといわざるを得ません。四十六年から四十八年の三年にわたります地方財源不足にあたって、交付税法第六条の三の規定に基づきまして当然行なるべき交付税率の引き上げを政府は行なわないで、そうして三千八百四十六億円に及びます資金運用部資金からの借り入れや、あるいは臨時特別交付金の支出で補てんしてきましたことは、御承知のとおりであります。そして昨年補正及び四十九年度予算におきまして、今度は逆に交付税を削減する措置をとらうとされております。このようにしまして恣意的な借り貸しが行なわれます限り、地方財源の不足がどんなに深刻になりましても、交付税率の引き上げが実現しないことは、だれが考へても明白なことです。すべて借り貸しで融通をつけるからであります。特例法というのは緊急避難的な措置でありますか、それを毎年毎年繰り返して、本法の内容というのが毎年度におきまして改変されると、そういう異例があるでしょうか。先ほど、大蔵大臣は、異例の措置だとおっしゃった。すでに今日、五年間引き続

特例法をきめて異例措置を連続してやってきておる。そしてまたことしも、異例であるとおつしゃつておる。これは全くのごまかしにすぎません。交付税法に規定しました交付税率の改定にに対する歯どめを意図するものでありますとまさに典型的な政府の違法行為ということができます。もしかりに地方財政の年度間調整が必要でありますならば、それは景気変動による地方財政運営の激変を防ぐ目的で、地方自治体自身が自主的に行なうべきものであります。そのため、地方財政法第四条の三におきまして「地方公共団体における年度間の財源の調整」が規定されておるわけであります。この地方自治体の自主的な調整措置を指導するのではなくて、調整を国がほしいままに行なうことは、交付税の基本目標としております。地方自治の本旨の実現、地方団体の独自性の強化に反するものではないでしょうか、重ねてお伺いをいたしたいと思います。

第四に、地方税についてお尋ねします。

今回の改正案によりまして、総額千七百三十二億円の減税を行なうこととしておりますが、これは四十八年度の税収伸びのわずか九・五%にすぎないものであります。まことに僅少に過ぎるものであります。地方財源を充実するために一定の地方税収入を確保する必要があることは、言うまでもありません。しかし、どの税がどのように増徴され、どこで軽減されているかが最も重要な点であります。

個人住民税の課税最低限引き上げについて見ましても、標準家庭で百一千万円が課税最低限であります。所得税の課税最低限が百五十七万七千円に引き上げられるごとに比べまして、課税対象額の差は、四十八年度と比べまして一段と広がっておられます。

避けられません。

しかも、一方におきましては、大企業に見児られます。特權的な減免といふものは、地方税だけでも、四十八年度において、国税のはね返り分を含めて、三千二百四十二億円にのぼっております。

今回の税法改正で政府が盛んに宣伝されております地方税減税額の実に・八七倍にものぼつておりますのであります。それに加えて、この改正案におきましても、石油企業の原油備蓄タンクに対する減税をはじめとしまして、大企業に対する特別減免措置を引き続き拡大しようとされております。

全国知事会におきましても、租税特別措置が地方税に与える影響が大きく、その既得権や慢性化を排除すべきであると要求しておりますときに、まさに国民の願いに反する、逆行する措置といわざるを得ません。

事業税率も、所得額三百万円以下、三百万円以上六百万円以下、六百万円以上の三段階の格づけにとどまっております。それ以上の巨大な所得に対してもはすべて一律の税率にとどめるなど、不当な優遇措置が依然として改められてはおりません。だからこそ、欠損法人と称する大企業が、税金はただだが、献金は四千万という、国民の納得できない行為をとることができるのであります。

大企業に対するこのような減免、優遇措置を改めて、事業税においては、所得を課税対象とするものではなくて、事業活動に課税するという、租税目的に誠実に基づく収入金課税の方式を実施するなどの措置をおとりになる意思はないか、そうして全体に高度累進制の導入によります地方税制の民主的改善を行なうことが緊急に必要であると思いますが、總理及び大蔵大臣の所見を承りたいと思います。

また、大都市の財源確保を目的とした事務所事業所税が、財界の強い抵抗によりまして見送りになり、地方自治体の自主財源を一そく圧縮しております。先ほど大蔵大臣がお答えになりましたのも、住民税の法人税割を上げたとか自動車取扱

得税を上げたとか、別の問題のことをお答えになつておるが、自治省、建設省がお互いに競合して事務所事業所税の制定を主張しておりました。この政府の方針というものが、いつの間にやらごつ然として消滅してしまつた。この経緯を明らかにされますとともに、都市財源の強化をはかることが緊急に必要であると思いますが、それに對する具体策をお尋ねしたいと思います。

総理並びに大蔵大臣の見解をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣總理大臣(田中角栄君) 三谷秀治君にお答えをいたします。

第一は、国庫補助単価についてでござりますが、国庫補助単価につきましては、超過負担の実態調査をもとにして是正をはかつておるわけでございます。特に、最近における物価の上昇に対処するため、単価の改善を行ない、実態に近づけるよう努力をしておるところでございます。今後とも国庫補助単価の改善につとめ、これにあわせて地方交付税及び地方債の単価を是正したいと考えておるのであります。

次は、地方交付税の減額についてでござりますが、今回の地方交付税の減額調整措置は、当面する物価問題に対処し、中央、地方が相協力して、歳出規模を圧縮し、総需要の抑制をはかる必要からとられた措置でございます。明年度の地方財政は、地方交付税の減額調整後においても、これに地方税、地方譲与税を合わせた地方一般財源は、前年度を上回る増加となるものと見込まれております。國の財政の基調に準じて地方財政が運営せられる限り、その運営が困難になる心配はないものと考えておるわけでございます。

なお、今回減額する千六百八十億円という金額は、交付税特別会計の借り入れ金の残高に相当する額でありまして、いわば地方の借り入れ金を繰り上げ返済したのと同様であり、これをもつて地方交付税制度の本質に反するとは考えておらないものと考へておるわけでございます。

のであります。

次は、事業税についての御発言でございりますが、所得金額課税を収入金額課税方式に改める場合には、各企業の負担に相当の変動が生ずることになり、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業に及ぼす影響が大きい等の問題がありますので、これらの点につきましては、税制調査会の審議をわざわざしつつ、慎重に検討してまいりたいと考えておるのでござります。

地方団体、自治省の立場を無視した措置ではない

かというお話をございますが、ただいま申し上げたような臨時緊急の措置として、まあ至上課題であるところの物価対策だ、こういうような立場で御理解を得ておるのであります。

次に、補助単価についてでございますが、補助単価につきましては、超過負担を解消するということを大方針といたしまして昭和四十九年度予算は適正に編成されておる、かように存じます。

つあましでは、申し上げるまでもなく、この今回

民生活や、これ

減額をいたしまする千六百八十億円という金額には、交付税特別会計の借り入れ金の残額に相当する金額でありまして、いわば地方の借り入れ金を繰り上げて返済したということに相なるわけですが、ざいまして、これをもって直ちに地方交付税制度の本質に反するというふうには私どもは考えていないのでござります。

次に、地方税の減税が僅少に過ぎるのではない、こう、う御了解であつてござります。召

民生活や、これに直結した自治体の行財政に及ぶ

高度経済成長の犠牲となつて立ちおくれてきた社会資本の整備、社会保障の充実が、いま再びたな上げされようとしております。その実態は、緊急を要する小中学校の建築工事すら軒並みにおくれて、四月開校に間に合わないところもある。ということからも明らかであります。こうした実態から、生活関連の公共事業は、景気のいかんにかかづらず、十面内に進むなればなりません。そのことでもありました。

が、事務所事業所別に分けてござります。今回
の税制改正にあたりまして、種々検討を重ねたと
ころでございます。昭和四十九年度は、御承知の
とおり法人税率や法人住民税率を引き上げました
ので、法人の負担の適正化をこのよくなことに
よつてはかったわけでござります。また、昨年の
秋以来、経済情勢に急激な変動があつたことなど
から、諸般の情勢から、今度の事務所税や事業所
税というごとの実現には至らなかつたわけでござ
ります。この問題は、今後引き続き検討してまし
たいと存じます。

残余の問題に対しても、関係閣僚から答弁をいたします。（拍手）

○國務大臣福田赳氏君登壇

異例的な措置である。いま、何といっても物価の問題が最大の問題である、それがわが国の当面する最大の問題である、その物価問題を踏まえまして総需要の抑制政策をとらねばならぬ、そういう立場から、従来のいきさつから見るとまことに遺憾なところではございまするけれども、臨時緊急の措置として、今回減額措置について御審議をわざらわす、かようなことでございます。

この交付税の引き上げを阻止するための底意があるのじやあるまいかという御説でござりますが、さようなことは全然ありません。また、

すでに總理、大蔵大臣から大体お答えを申し上げたことで尽きておるわけござりますけれども、まず第一のお尋ねの、公立文教施設等の国庫補助の単価につきましては、四十九年度の予算案におきまして相当の引き上げ措置を講ずることにいたしましたわけでござりますけれども、今後の物価の推移等によりまして、事業の実施段階において支障が起ころるというような事態が出てまいりました場合には、超過負担の生ずることのないように適切な処置を講ずるように関係省庁にも十分要請をいたし、協議をいたしてまいります。

次に、このたびの地方交付税の減額調整措置に

おります。
それから事務所事業所税、これは先ほど總理から御答弁もありましたが、なかなか技術的にむずかしいのです。そういうことを、これは自治省の所管の問題題であります。私もいろいろ大臣としての立場からも考えてみましたが、技術的に非常にむずかしい。なお検討してみますけれども、直ちにこれを採用することはできない。

(拍手)

〔國務大臣町村金五君登壇〕

○國務大臣(町村金五君) 私に対するお尋ねは、

○副議長(秋田大助君) 小川新一郎君
〔小川新一郎君登壇〕

○副議長(秋田大助君) 小川新一郎君。
〔小川新一郎君登壇〕

初めに、国が策定した昭和四十九年度地方財政計画を見たとき、インフレという非常事態において最も重視されなければならない、生活危機から住民を守る施策があまりにも貧弱であり、これでは、実態を踏まえての財政計画ではなく、自治体の財政運営の指針という本来の役割りを全く放棄したものといわざるを得ません。机上の空論ではなく、地方行政の実態をとらえ、真に住民の立場に立っての地方財政計画を組むべきであると思うが、御見解を伺いたいのであります。

方交付税法の一部を改正する法律案に対し、論理並びに関係大臣に質問いたします。
国民のすべての願いを込めた、インフレ、物価高の原因究明のための審議が本院で連日続けられておりますが、いまや、政治の最大の課題は、生息危機からいかに国民を防衛するかということです。あります。

(拍手)
第二に、国と地方との制度並びに財政配分についてお伺いいたします。
現在の地方自治体の事務には、明らかに地方の自主制にまかせてもよいと思われるものでも、國の委任事務となっているものが多く、このため國と地方との行政責任が明確になつております。しかるに、この事務、事業と財政分配という基本的課題について、その解決の方途を見出すべき地
方制度調査会は、その答申を避けてきたのが実情であります。この問題になぜ積極的に取り組もうとしたのか、その理由を明らかにしていか

だきたいのであります。もはやこの問題は避けて通ることのできない緊急課題となつております。国と地方の事務、財源の配分について、地方制度調査会に専門機関を設け、期限を切って検討を命ずるべきであると思ひますが、御見解をお伺いしたいのであります。(拍手)

次に、国と地方との財源配分についてお伺いいたします。

国と地方との財政構造は、歳入面では国が七、

地方は三となっておりますが、歳出面では、国が

三、地方は七と、全く逆転しております。また、

交付税についても、最近、地方の財政需要が大幅

に伸びているにもかかわらず、十分な税源措置が

行なわれないため、税源のある大都市も軒並みに

交付団体に落ち込んでおります。また、財政構造

に占める国庫補助金の割合も大きくなっているな

ど、ひもつきの補助金行政が行なわれて、国と地

方の財政構造は、国中心で、まことに不合理な実

態であります。したがつて、地方自治の本旨に基

づいた自治運営ができないばかりか、福祉行政の

推進がきわめて困難になつております。発想の転

換、福祉優先の政策を標榜する政府は、眞の住民

福祉を推進するために、従来の国中心の財源配分

から、大都市等が交付税をもらわなくともよいよ

うに、また補助金だけにたよらなくてよいよう

に、地方中心の財源配分に転換するために、現在

の国七、地方三という歳入構造を、少なくとも五

対五に転換する考えはないのか、お伺いしたいの

であります。(拍手)

また、自主財源の強化に対して、自治体は、法

人事業税の増税あるいは米軍人に対する軽自動車

税の課税など、それぞれ精一ぱいのくふうをこら

しておりますが、これに対する御見解をあわせて

お伺いいたします。

第三に、交付税についてであります。

政府の物価対策など総需要抑制政策によつて、交

付税会計から国へ約一千六百八十億円を貸し付け

る措置がとられております。これは、国が一方的

に地方の財政需要を著しく過小に算定し、その需

要を押えた結果であります。むしろ、地方は、生

活関連事業、福祉事業のために財政需要は増大の

一途をたどり、財源不足は慢性化しているのが需

要であります。言うなれば、国の総需要抑制の予

算編成は、地方財政の犠牲の上に成り立つてゐる

といつても過言ではありません。したがつて、地

方の財政需要に機動的に対処するため、来年度の

補正予算で全額返済すべきであると思ひますが、

(拍手) これに対するお考えを伺いたいのであります。

さらに、わが党は、かねてから交付税率の大幅

引き上げを要求してまいりましたが、同時に、恒

常的になつてゐる国債発行下においては、国債發

行額のうちの一定額を交付税に上乗せして配分す

べきであると考えますが、御見解をお伺いいたし

ます。

また、地方債についてであります。今回、

緊縮財政によつて地方債を大幅に押えており、ま

た、金融引き締めによつて、自治体の緊急を要す

る人口急増地域の小中学校用地をはじめとした公

用地取得の資金も完全に締められ、自治体はにつ

てもさつちもいかない状態であります。特に、大

都市は起債能力がありながらも、政府のきびしい

許可制のもとに起債ができず、住民福祉の施策が

大幅におくれております。また、財政の政府資金

のうち、地方債の占める比率は年々低下してい

るのであります。政府が従来の経済優先から福祉優

先に転換するというのならば、財投の政府資金を

優先的に住民福祉施策の原資となる地方債に回す

べきであります。

さらに、起債能力のある自治体に對しては、現

行の許可制をやめ、事業の円滑な推進ができるよ

う措置すべきであると考えますが、御所見を伺い

は困難をきわめ、融資が受けられなければ、せつ

かく契約にこぎつけたものも破棄せざるを得ない

事態も少なくありません。来年度以降の用地取得

に至つては、資金の見当もつかないのが実情であ

ります。このように、小中学校などの緊急を要す

る用地取得に対する特段の措置を講すべきであ

りますが、具体的対策について、率直な見解をお

伺いたします。(拍手)

第四に、超過負担についてであります。

超過負担は、これまで、国と地方の財政秩序

を乱し、地方財政圧迫、福祉行政阻害の元凶とし

て、その完全解消が地方の悲願とされてきました

た。しかし、政府は、これに対し、部分的、あと

追い的な対策に終始し、真剣に取り組む姿勢がな

かつたため、浜津訴訟という事態を招く結果と

なつたのであります。特に昨年來の物価狂乱は著

しい超過負担を生じております。たとえば、四十九

年度の小中学校建設は、一平方メートル当たり、

先ほどお話をありましたように、補助単価が六

万一千七百円であります。特に昨年來の物価狂乱は

二万円でも落札しないというものが実態であります。

地方財政を圧迫している超過負担に対し、早

急にその実態調査をすべきであり、また、その結

果を公表するとともに、この超過負担の解消策を

補正予算に組み込み、自治体の窮状を救わねばな

らないが、これに対する対策はどうか、率直にお答え

をいただきたいのであります。

なお、国が全額負担しなければならない直轄事

業が、不當にも地元負担を強要しており、これは

本来の趣旨からいっても即時廃止しなければなり

ませんが、あわせて御所見をお伺いいたします。

第五に、地方税についてであります。

ねで私にもお答えを頼いたいと思うのであります。

また、租税特別措置は、その使命が終わりなが

らも既得権化しているものが多く、抜本的な改廃

はもはや当然のこととされきました。前自治大

企業優遇の電気税等の租税特別措置に對しては、

ほとんど洗い直しのあとが見られません。これに

対する今後の決意についてお伺いしたいのであり

ます。

さらに、住民の税負担の軽減については、今回

住民税の課税最低限の引き上げによつても、現在

のインフレ下では、むしろ実質的重税をしいられ

てゐるのが実情であります。現在、物価の異常事

態において、そのしわ寄せは低所得者層に集中し

ております。これらの人たちを守るために、高

額所得者の減税をやめ、課税最低限の引き上げと

ともに、低所得者には税額控除の措置をとるべ

きであります。所見を伺いたいと思います。

(拍手)

また、地価の高騰に伴つて、生活の根柢となつ

てゐる個人住宅及びその宅地にかかる固定資産税

についても、過大な負担となつております。一定

規模以下の個人住宅や小企業の固定資産税の軽減

をはかるために、昭和四十七年の税額に据え置く

べきであります。

なお、二重課税的な性格の強い個人事業税につ

いては、撤廃の方向でさらに軽減措置を講ずると

ともに、住民税の均等割は撤廃すべきであります。

最後に、自治体病院の経営の健全化についてお

伺いたします。

地域医療の確保のため、自治体病院は重要な役

割りをなつてゐるもの、その経営はきわめて

悪化しております。今回、政府は、再建債に對す

る利子補給の一部と、不採算地区病院の運営費の

一部を補助する措置にとどまつておりますが、こ

れでは、窮屈を続けていた自治体病院の再建にはほど遠いものがあります。

ございます。昭和四十九年度においては、地方債計画に占める政府資金の比率は六〇・三%でござ
いまして、一九八〇年四月三十日現在では、

おとがめであり、また、補正で全額を返せといふ
ようなお話をございますが、これは、先ほど申
上げましたように事務官、高橋委嘱の階層にて

自治体病院の使命である社会医療の確保をいかんとするためには、少なくとも再建債の半分を国が負担すべきであり、また、従来の独立採算制のワクをはずすとともに、病院の建設費、高度医療機器、不採算地区病院の経営に対して大幅な国庫補助を講ずる以外、自治体病院の経営を健全化することはできないと考えるものであります。この点について所見を伺いたいのであります。

以上、私は、数々の点について御指摘をしてきました。

今まで最も重んでおりますことは、きょうでよさ

預金を済務官課掌つたことといたしておもひますのは、先ほども申し述べましたように、総需要の抑制をはかるため、中央、地方が相協力して歳出の規模を圧縮する必要があることによるものでございます。四十九年度には、地方税が三割近い伸びを示すなど、一般財源の増加が見込まれる情勢にあることは、御承知のとおりでござります。また、歳出面では、国の公共事業費等にかかる地方負担額の増加が著しく小さいなど、歳出規模の拡大がおそれられる要因がありますほか、各市町村本ところをもって、一方で需要が伸び、果た

いもじして、一兆四千百億円となるわけですが、
ざいます。 残余の質問については、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)
○國務大臣(福田赳氏君登壇) 「國務大臣(福田赳氏君登壇)」
○國務大臣(福田赳氏君) 小川さんにお答え申上げます。
まず第一は、国と地方との事務、財源の再配分を、地方制度調査会に専門機関を設け、期限をもつて検討さるべきだ、こういうお話をございました。

上に書いたとおり、本件は、昭和三〇年九月の御命令の指揮として、何とぞ御理解を賜わりたい、かように存じます。

○内閣総理大臣（田中角栄君） 小川新一郎君にお尋ねいたします。
〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕
そ過ぎる、あしたでもまたおそい、この時点の中に立って、どうか政府の切実なる御辯弁を期待して、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

地方交付税における各部課税の割合、税額等につとめること等が期待せられますので、これら的事情を総合すれば、地方交付税の減額が四十九年度の地方財政に支障となるとは考えられないのであります。

今日、時局は非常に流動的でござります。地主制度調査会では、過去三十八年、四十年、四十五年、三年と、三回にわたつてこの問題で答申をいたしましたが、その後非常に大きな社会変動もござりますので、私は、小川さんのおっしゃることなり、この問題は再検討の時期に来ておる、こう

の説には賛同いたしかねます。
それから、超過負担の問題でございますが、この負担に関連いたしまして、補正で解消せよ、といふお話をございますが、四十八年度は、予算の実行上単価の改定をしばしば行ないまして、たゞ障のないようにしておりますけれども、四十九年

第一は、住民の立場に立つ財政計画についての御発言についてお答えいたします。

昭和四十九年度の地方財政計画は、総需要抑制の見地から、歳出を極力圧縮いたすことにいたしておりますわざでござります。このような中であります。

自治大臣から申し述べましたように、国の公債償入を租税収入と同一視して、国、地方間の財源配分に調整を加える必要があるとする考え方には問題があります。その意味で、にわかに賛同しがたひあります。

うふうに考えます。

ただ、いかにもこの問題は重要、広範な問題でありますので、期限を切つてと言われましてなかなかむずかしいのじやないか。とにかく、この問題は、自ら立て直さなければならぬが、二点

度につきましては、超過負担の解消にこれは全く注いだということござります。ただ、今日、物価が非常な変動期にありますので、私どもの通しと違った物価状態が出現するという際には、妥当な措置をとらう、ふうに考えておりま

しても、地域住民の生活安定と福祉充実をはかるための施策につきましては、福祉優先の見地から、引き続きこれを重点的に推進してまいりたいと考えております。

このため、生活保護、児童福祉、老人福祉等、社会福祉施策の充実をはかるとともに、地方団体における消費者行政の推進等をはかるための施策を拡充しておるのであります。

国と地方の事務、財源配分についての御発言でございますが、国、地方を通ずる税財源の配分のあり方につきましては、事務再配分等の問題もあわせ総合的に検討すべき問題でございますから、地方制度調査会、税制調査会等の意見も伺いながら、今後も研究を続けてまいりたいと考えます。

次は、超過負担についてでございますが、政府は、従来から、地方公共団体の超過負担についての計画的な解消につとめてきたことは、さきにも申し述べたとおりでございます。また、最近の建設資材の価格の急騰に対処するため、昭和四十九年度予算においては、公立文教施設整備費等の予算単価を引き上げるなど、各般の措置を講じております。

最後に、地方債についてのお尋ねでございますが、地方債の許可制度は、資金の公平な配分とともに政の健全性の確保の見地から設けられておるものでありますから、その廃止は考えておりません。また、地方債に充てる資金については、従来から政府資金の重点的な配分につとめておるところでございま

自力更生の原則からくるべきであるからと見ています。けれども、よく自治大臣と相談をして善くしたい、かように考えます。

第二に、財政投融資政府資金を地方債に優先的に回せ、こういうお話をございますが、考え方をおきましては全くそのとおりと考えております。今回、地方債における政府資金の充当率も引き上げるというふうにしているのは、そういう考えに基づくものであります。

なお、選別融資の中におきましても、小中学生用地の取得に対しましては、これを特別に配慮よといふお話をございますが、これは特別に配慮をいたします。そのようにケース・バイ・ケースで実行いたしておるのであります。

交付税の減額措置、これにつきまして、ひとつ

す。それから、地方税に関する諸問題につきましては、自治大臣からお答えがあらうかと思います。なお、自治体病院に対する助成措置を、たとえば再建債の半分を国で負担せよ、そういうふうな御提案でございますが、公営企業は、これは本の企業を所有しておる自治体の責任において營すべきものなんです。しかし、自治体病院とうものは地域社会のために重要でありますので、国においても、四十九年度におきましては、特債の発行に対しまして利子助成をするとか、た、元本償還につきましては、地方財政計画上繰り出し金を計上するとか、また、さらに、病建設につきましても、山間地、離島、過疎地帯の

次は、地方交付税についてでございますが、四十九年度に地方交付税交付金について千六百八十一億円を減額調整することといたしておりますのでは、先ほども申し述べましたように、総需要の抑制をはかるため、中央、地方が相協力して歳出の規模を圧縮する必要があることによるものでござります。四十九年度には、地方税が三割近く伸びましたが、一般財源の増加が見込まれる情勢にあります。四十九年度では、御承知のとおりでございます。また、歳出面では、国の公共事業費等にかかる地方負担の増加が著しく小さいなど、歳出規模の拡大がおむづから小幅にとどまる要因がありますほか、各地方団体におきましても、行政需要の抑制、繰り延べ等につとめることが期待せられますので、これら的事情を総合すれば、地方交付税の減額が四十九年度の地方財政に支障となるとは考えられないのであります。

次に、国債の一割割合を交付税に上乗せしてはどうかとの御発言でございますが、さきの質問にて自治大臣から申し述べましたように、国の公債収入を租税收入と同一視して、国、地方間の財源配分に調整を加える必要があるとする考え方には問題があります。その意味で、にわかに賛同しがたいのであります。

次は、超過負担についてでございますが、政府は、従来から、地方公共団体の超過負担についてその計画的な解消につとめてきたことは、さきにも申し述べたとおりでござります。また、最近の建設資材の価格の急騰に対処するため、昭和十九年度予算においては、公立文教施設整備費等の予算単価を引き上げるなど、各般の措置を講じておるわけでございます。

最後に、地方債についてのお尋ねでございますが、地方債の許可制度は、資金の公平な配分と財政の健全性の確保の見地から設けられておるものでありますから、その廃止は考えておりません。また、地方債に充てる資金については、従来から政府資金の重点的な配分につとめておるところです。

ござります。昭和四十九年度においては、地方債に占める政府資金の比率は六〇・三%でございまして、一兆四千百億円となつておるわけでござります。

残余の質問については、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

【國務大臣(福田赳氏君登壇)】

○國務大臣(福田赳氏君) 小川さんにお答え申上げます。

まず第一は、国と地方との事務、財源の再配分を、地方制度調査会に専門機関を設け、期限を定めて検討すべきだ、こういふお話をございました。

今日、時局は非常に流動的でございます。地方制度調査会では、過去、三十八年、四十年、四十二年と、三回にわたってこの問題で答申をいたしておりますが、その後非常に大きな社会変動もきりますので、私は、小川さんのおっしゃるところ、この問題は再検討の時期に来ておる、こううふうに考えます。

ただ、いかにもこの問題は重要、広範な問題でありますので、期限を切つてと言われましてもかかなかむずかしいのじゃないか。とにかく、この問題は、自治大臣からもお答えがあろうかと思ますするけれども、よく自治大臣と相談をして善くしたい、かように考えます。

第二に、財政投融資政府資金を地方債に優先的に回せ、こういうお話をございますが、考え方におきましては全くそのとおりと考えております。今回、地方債における政府資金の充当率も引き上げるというふうにしておるのは、そういう考え方に基づくものであります。

なお、選別融資の中におきましても、小中学生用地の取得に対しましては、これを特別に配慮よといふお話をございますが、これは特別に配慮をいたします。そのようにケース・バイ・ケースで実行いたしておるのであります。

交付税の減額措置、これにつきまして、きつ

おとがめであり、また、補正で全額を返せといふようなお話をございますが、これは、先ほど申上げましたような事情で、臨時緊急の措置としてとっておるものでございますので、何とぞ御理解を賜わりたい、かように存じます。

国債の一定割合を交付税に上乗せせよとの御建議でございますが、これにつきましては、先ほどの總理からもお答えをいたしたとおりでございります。さらに、私いたしましても、借金財政はほんとうはいたしたたくない、まあよんどころない立場で公債の発行ということをやつておるので、この公債を発行したときに、その一部を地方側がよんとこせというのもいかがかもと思うのです。私はこの説には賛同いたしかねます。

それから、超過負担の問題でございますが、この負担に関連いたしまして、補正で解消せよ、こういうお話をございますが、四十八年度は、予算の実行上単価の改定をしばしば行ないまして、故障のないようにしておられますけれども、四十九年度につきましては、超過負担の解消にこれは全く通しと違った物価状態が出現するという際には妥当な措置をとりたい、かように考えておりま

す。

それから、地方税に関する諸問題につきましては、自治大臣からお答えがあらうかと思います。なお、自治体病院に対する助成措置を、たとえば再建債の半分を国で負担せよ、そういうよう御提案でございますが、公営企業は、これは本その企業を所有しておる自治体の責任において營すべきものなんです。しかし、自治体病院とうものは地域社会のために重要でありますので、國においても、四十九年度におきましては、特債の発行に対しまして利子助成をするとか、元本償還につきましては、地方財政計画上繰り出し金を計上するとか、また、さらだ、病建設につきましても、山間地、離島、過疎地帯の

規模病院に一部補助を行なうとか、いろいろな援助をいたしておるわけでありまして、かなり手厚い措置をいたしておる。御理解のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○国務大臣(町村金五君) 様 答えをいたします。

昭和四十九年度の地方財政計画は、言うまでもなく、総需要抑制の要請がございますけれども、やはり福祉優先の見地から、生活保護なりあるいは児童福祉、老人福祉等の社会福祉施策の充実をはかるということに十分配慮をいたしておるわけです。

次に、国と地方との事務、財源の配分、あるいはこれに関連いたしまして、専門機関を設けて期限を切って検討すべきだということについてのお尋ねでござりますが、これはただいま大蔵大臣がお答えになつたと同様に私どもも考えておる次第でございまして、このことについては、なおひとつ具体的な方法等について慎重に対処してまいりたい、こう考えておる次第でござります。

次に、国と地方との財源配分の問題はまさに重要な問題で、ことに、今日、地方財政の現状にかんがみますときには、できるだけ地方の自主財源を強化する必要があるということは、私ども全く同様に考えており、今後ともこのことにつけるだけの努力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

次に、小中学校の校地の取得等に関する融資の問題につきまして、選別融資がきわめてきびしあります。次に、小中学校の校地の取得等に関する融資の問題につきまして、選別融資がきわめてきびしあります。

しなくなつておつて、そのために用地の取得が困難になつておる、こういう御指摘でございますが、

この点は、ただいま大蔵大臣もお答えを申し上げましたとおり、自治省といいたしましては、大蔵省と十分話し合いをつけておりますので、当面の措置としては、学校用地の取得につきまして、契約済み等のものにつきましては資金調達ができるよう相なつたことと、かように承知をいたしております。

次に、超過負担の問題についてでござりますが、来年度におきましては、超過負担が余儀なくされておるというような問題が相当にあるようですが、来年度におきましては、超過負担が余儀なくされておるというような問題が相当にあるようですが、

ござりますので、この実態調査を予定をいたしておるのでありますので、その結果に基づいて適切な措置を講ずるよういたしたい、かように存じております。

次に、直轄事業の地元負担金は即時に廃止すべきだ、こういう御指摘でございますが、御承知のよろに、公共事業に関することは、国とあるいは地方との負担区分の基本にかかる問題でございまして、いま直ちにこれを廃止するといふことは容易にできない問題でありますて、今後慎重に検討を加えてまいる必要があらうと考える次第でござります。

次に、地方税に関する問題でございますが、す

でに先ほどもお答えを申し上げましたが、事務所事業所税といふものを今回見送ることになりまし

たのは、先ほど来申し上げておりましたように、法人関係の税を今回は相当に引き上げたといふよう

うなこともございましたし、また、御承知のようにお經濟情勢でござりまするので、今回はこれを見て、慎重に検討をしてまいりたいと考えておる次第でござります。

次に、交付税の貸し借りはやめて補正予算で全額これを返すべきだということにつきましては、ただいま總理がお答えを申し上げたとおりでござります。

いたい、かように考えておる次第でございました。

次に、住民税の課税最低限につきましては、政

府におきましても、昭和四十九年度において相当大幅に引き上げることにいたしておるのでございまして、御指摘のございましたように、低所得者層の負担軽減をかるための税額控除をやるといふ方法を新たに取り入れるということは必ずしも

適當でない、私はかように考えておる次第でござります。

さらに、今回の改正案におきましては、小規模の住宅用地の課税額は、昭和四十八年度より増額し

ないということにいたしておるのでござります。

最後に、自治体病院の経営健全化の問題につい

てのお尋ねでございました。これも、ただいま大蔵大臣からお答えがあつたわけでござりますが、

自治省といたしましては、昭和四十八年度末における不良債務をたな上げするといふことにいたし

まして、そのため、公立病院特別債といふもの

発行を認めますとともに、その利子に対して國

から所要の利子の助成を行なうといふことにいたし

し、これによりまして、今後自治体病院の健全化に資してまいりたい、かように考えておるところ

でござります。(拍手)

〔国務大臣齊藤邦吉君登壇〕

○国務大臣(齊藤邦吉君) 自治体病院に対する助

成の問題につきましては、さきに大蔵大臣からお

答えがございましたが、地域医療の中核といふ重

要な義務を持つておる自治体病院でござりますの

で、厚生省におきましては、従来からガン診療、

救急医療、僻地医療等に関する施設設備につきま

して助成の措置を講じてまいりました。さらによ

た、その重要性にかんがみ、昭和四十九年度から

は、不採算地区の病院に対して運営費の補助もい

たす、こうしたことについたしたわけでございまし

て、厚生省としては、相当の援助をいたしておる

と考えておる次第でござります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の

出席國務大臣

内閣総理大臣 田中 角栄君
法務大臣 中村 梅吉君
大蔵大臣 齊藤 邦吉君
厚生大臣 趙天君
農林大臣 倉石 忠雄君
郵政大臣 原田 恵君
自治大臣 町村 金五君
大臣 内田 常雄君
國務大臣 小坂徳三郎君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 茂串 俊君

○朗読を省略した議長の報告
(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十二日、次の法律の公布を奏上し、そ

の旨参議院に通知した。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸

学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

(議決通知)

一、去る二十二日、本院は日本放送協会経営委員

会委員に伊藤義郎君、河原由郎君、田部長右衛

門君、長谷慎一君、花村仁八郎君及び村井八郎

君を任命することに同意した旨内閣に通知し

た。

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の

公布を奏上した旨の通知書を受領した。

(船舶職員法の一部を改正する法律)

(政府委員退任)

一、去る二十二日、田中内閣總理大臣から前尾議長あて、二十二日付をもって科学技術庁振興局長大坂保男は科学審議官に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二十二日、前尾議長は、田中内閣總理大臣申し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、去る二十三日、田中内閣總理大臣から前尾議長あて、二十二日議長において承認した木下亨

を二十三日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十六日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(理事)

津川 武一君 (理事津川武一君去る二

長あて、二十二日議長において承認した木下亨を二十三日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十六日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(理事)

津川 武一君 (理事津川武一君去る二

長あて、二十二日議長において承認した木下亨を二十三日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(内閣委員)

一、去る二十六日、農林水産委員会において、次のとおり常任委員の辞任につきその補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(内閣委員)

一、去る二十六日、農林水産委員会において、次のとおり常任委員の辞任につきその補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(内閣委員)

一、去る二十六日、農林水産委員会において、次のとおり常任委員の辞任につきその補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

文教委員
松浦 利尚君

辻原 弘市君

小沢 一郎君

羽田 政君

折小野良一君

受田 新吉君

安里積千代君

坂口 博君

折小野良一君

矢野 純也君

岡本 富夫君

田代 文久君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

近藤 鉄雄君

津川 武一君

坂口 力君

愛野興一郎君

久保 三郎君

林 大幹君

近藤 鉄雄君

岡本 富夫君

田代 文久君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

近藤 鉄雄君

津川 武一君

坂口 力君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

安里積千代君

辻原 弘市君

田代 文久君

津川 武一君

瀬野栄次郎君

坂口 力君

羽田 政君

折小野良一君

受田 新吉君

安里積千代君

坂口 博君

矢野 純也君

岡本 富夫君

田代 文久君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

近藤 鉄雄君

津川 武一君

坂口 力君

愛野興一郎君

久保 三郎君

林 大幹君

近藤 鉄雄君

岡本 富夫君

田代 文久君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

近藤 鉄雄君

津川 武一君

坂口 力君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

近藤 鉄雄君

岡本 富夫君

安里積千代君

辻原 弘市君

通信委員

辞任

建設委員

渡辺 武三君

池田 祐治君

渡辺 武三君

予算委員

愛野興一郎君

坂口 博君

細谷 治嘉君

瀬長亀次郎君

岡本 富夫君

湯山 勇君

田代 文久君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

矢野 純也君

津川 武一君

坂口 力君

愛野興一郎君

久保 三郎君

林 大幹君

矢野 純也君

岡本 富夫君

田代 文久君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

矢野 純也君

津川 武一君

坂口 力君

瀬野栄次郎君

林 大幹君

安里積千代君

辻原 弘市君

運輸委員

補欠

阿部 昭吾君

川俣健二郎君

湯山 勇君

坂口 力君

有島 重武君

正森 成二君

岡本 富夫君

鈴切 康雄君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

阿部 昭吾君

有島 重武君

正森 成二君

岡本 富夫君

鈴切 康雄君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

阿部 昭吾君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

安宅 常彦君

松浦 利尚君

辻原 弘市君

内閣委員

補欠

阿部 昭吾君

川俣健二郎君

湯山 勇君

坂口 力君

有島 重武君

正森 成二君

岡本 富夫君

鈴切 康雄君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

阿部 昭吾君

有島 重武君

正森 成二君

岡本 富夫君

鈴切 康雄君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

阿部 昭吾君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

安宅 常彦君

松浦 利尚君

辻原 弘市君

決算委員

辞任

阿部 昭吾君

川俣健二郎君

湯山 勇君

坂口 力君

有島 重武君

正森 成二君

岡本 富夫君

鈴切 康雄君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

阿部 昭吾君

有島 重武君

正森 成二君

岡本 富夫君

鈴切 康雄君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

阿部 昭吾君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

安宅 常彦君

松浦 利尚君

辻原 弘市君

法務委員

辞任

阿部 昭吾君

川俣健二郎君

湯山 勇君

坂口 力君

有島 重武君

正森 成二君

岡本 富夫君

鈴切 康雄君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

阿部 昭吾君

有島 重武君

正森 成二君

岡本 富夫君

鈴切 康雄君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

阿部 昭吾君

藤尾 正行君

岡本 富夫君

安宅 常彦君

松浦 利尚君

辻原 弘市君

昭和四十九年二月二十八日 衆議院会議録第十五号 朗読を省略した議長の報告

三四四

			議院運営委員
辞任	小沢 貞孝君	補欠	(特別委員辞任及び補欠選任)
	安里積千代君		一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員	石炭対策特別委員	辞任	
	津川 武一君	津川 武一君	愛野興一郎君
	中川利三郎君	中川利三郎君	上田 茂行君
		補欠	上田 茂行君
物価問題等に関する特別委員	公害対策並びに環境保全特別委員	辞任	橋本龍太郎君
	交通安全部別委員	補欠	石井 一君
辞任	上田 茂行君	愛野興一郎君	橋本龍太郎君
足立 審郎君	奥田 敬和君	上田 茂行君	石井 一君
一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
災害対策特別委員			
中川利三郎君	津川 武一君	補欠	（議案提出）
公害対策並びに環境保全特別委員	公害対策並びに環境保全特別委員	辞任	一、去る二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
石井 一君	橋本龍太郎君	補欠	日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件
			所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスペイン国との間の条約の締結について承認を求めるの件
			間の条約の締結について承認を求めるの件
			所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスペイン国との間の条約の締結について承認を求めるの件
（議案提出）			
法律案	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案		一、去る二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件		一、去る二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
	一、昨二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。		一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
	雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案		一、去る二十二日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。
			厚生省設置法の一部を改正する法律案
			商法の一部を改正する法律案
			株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案

一、去る二十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

日本道路公団法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る二十六日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスペインとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十回国会閣法第九号) (参議院送付)

商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会閣法第一〇二号) (参議院送付)

内閣委員会 付託

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

内閣委員会 付託

提出第三十九号)

以上三件 大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

文教委員会 付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

商工委員会 付託

肥料価格安定等臨時措置法案(内閣提出第六二号)

石炭対策特別委員会 付託

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

内閣提出第三五号)

一、去る二十二日、次の本院繼續審査案(第七十回国会内閣提出)(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案(内閣提出第六〇号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一二号)

通信委員会 付託

一、去る二十二日、参議院において、第七十五回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院議長 前尾繁三郎殿

一、去る二十二日、参議院において、第七十五回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

上質紙の値上げ等に関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林水産委員会 付託

一、去る二十六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

通信委員会 付託

一、去る二十六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

内閣提出に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、高等裁判所における刑事長期未済事件等の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

本案は、高等裁判所における道路交通法違反事件等の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

本案は、昭和四十七年四月の内廷費及び皇族費の定額改定以後の物価の上昇及び国家公務員給与の引上げ等の情勢に鑑み、内廷費及び皇族費について、物件費及び人件費の増加を考慮して、内廷費の定額を二千二百万円増額して一億三千四百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を二百十萬円増額して一千一百二十万円にそれ

それを改定しようとするものである。

なお、施行期日は、昭和四十九年四月一日と

している。

二、議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費

十九万円が、昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

三、本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三千五百七十

万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十九年二月二十六日

法務委員長 小平 久雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、第七十一回国会開法第一一九号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の有する公益的機能の維持増進を図り、適正かつ合理的な森林施業を確保するとともに、森林組合制度の改善強化を図るうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 森林法の一部改正

(1) 森林計画制度の改善

全国森林計画は、森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮を払いつつ、主として流域別に全国の区域を分け定める区域ごとに定めること。

(2) 地域森林計画は、その周辺地域の自然的経済的社會的諸条件等からみて森林として利用することが相当であると認められるものにつき、たてること。

(3) 全国森林計画及び地域森林計画の作成の手続について所要の改善を行なうこと。

(4) 民有林における開発行為についての許可制の導入

(1) 地域森林計画の対象となつている民有林（保安林等を除く。）における一定規模以上の土地の形質の変更については、都道府県知事の許可を受けなければならぬこと。

(2) 都道府県知事は、(1)の許可の申請があつた場合において、開発行為を許可する基準を明らかにするとともに、許可を受

けないで開発行為をした者に対し、都道府県知事は、その行為の中止等を命ずることができる。

二 伐採の届出制の改善強化

都道府県知事は、伐採の計画が地域森林計画に適合しないと認める場合には、計画を変更すべきこと及び伐採が計画に従つて伐採すべきことを命ずることができること。

三 森林施業計画制度の改善

森林所有者は、一定の基準に適合する森林について、共同して森林施業計画を作成し、都道府県知事に認定を求めることができること。

四 森林組合制度の改善

(1) 森林組合及び同連合会の直接的な目的として、森林所有者の社會的經濟的地位の向上を図ることを加えること。

(2) ア 施設森林組合の行なう事業の範囲を拡大すること及び員外利用の制限を緩和すること。

イ 施設森林組合の組合員資格の範囲を拡大するとともに、組織及び管理運営に関する規定の整備を行なうこと。

(3) 生産森林組合の事業範囲を拡大すること及び雇用限制を緩和すること。

(4) 森林組合連合会の事業範囲の拡大、員外利用の制限の緩和を行なうとともに管理制度に関する規定の整備を行なうこと。

(5) 森林組合併助成法の一部改正

(1) 森林の有する公益的機能の維持増進を図ることができる期間を昭和五十三年三月三十日までとすること。

二 議案の修正議決理由

森林の有する公益的機能の維持増進を図ることができると認めるところ。

に、森林組合制度の改善強化を図ろうとする本案の措置はおおむね妥当と認めるが、民有林の開発行為の許可基準の適用にあたつては、森林の保育培養及び森林生産力の増進に留意することと、等別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和四十九年二月二十七日 農林水産委員長 仮谷 忠男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(不字及び一は修正)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律

(森林法の一部改正)

第一条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のよう改正する。

目次中「第二章 営林の助長及び監督」（第四条第二十四条）を「第二章（森林計画等）（第四十五条）」を「第八十五条の二」に改める。

第五条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前

に次の一号を加える。

一 その対象とする森林の区域

第五条第五項中「公表するとともに」の下に「関係市町村長に通知し、かつ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県森林審議会」の下に「及び関係市町村長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

第七条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第八条中「立木竹」の下に「又は土地」を加え、「（以下「森林所有者等」という。）」を削り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をする」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第一項中「森林所有者等は、民有林」を「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、地域森林計画の対象となつてゐる

3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第五条第一項中「民有林につき、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的經濟的社會的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき」に改め、同条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

五 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

第五条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前

に次の一号を加える。

一 その対象とする森林の区域

第五条第五項中「公表するとともに」の下に「関係市町村長に通知し、かつ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県森林審議会」の下に「及び関係市町村長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

第七条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第八条中「立木竹」の下に「又は土地」を加え、「（以下「森林所有者等」という。）」を削り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をする」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第一項中「森林所有者等は、民有林」を「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、地域森林計画の対象となつてゐる

民有林」に、「伐採の届出書」を「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書」に改め、同項第一号の二中「次条第五項」を「第十一條第五項」に改め、同号を同項第一号の三とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

（二）次条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

第十条の次に次の三条を加える。

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつてている民有林（第二十五条の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区城内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものを行う。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

（一）国又は地方公共団体が行なう場合
（二）火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
（三）森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

（二）都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
（三）当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当地に供している森林で農林大臣の指定するものその他の省令で定める森林には適用しない。

該開發行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

（二）当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

（三）当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

（四）前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（五）前項の規定により提出された伐採面積、伐採方法又は伐採齡に関する計画が地域森林計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

（六）前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行なわれる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

（七）都道府県知事は、第十条第一項の規定により届出書を提出した者の行なつている伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採齡に関する計画に従つていないと認めるとときは、その者に対し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができること。

（八）第十八条第一項中「数人共同して」の下に「、次に掲げる森林につき」を加え、同項に次の各号を加える。

（九）（適用除外）
第十条の四 この章の規定は、試験研究の目的で開発行為をした者に対するその開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

第二章の二 森林の助長及び監督

（施業の勧告）

第十条の五 都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

（伐採の計画の変更命令等）

第十条の六 都道府県知事は、第十条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採齡に関する計画が地域森林計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

（七）前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行なわれる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

（八）都道府県知事は、第十条第一項の規定により届出書を提出した者の行なつている伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採齡に関する計画に従つていないと認めるとときは、その者に対し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができること。

（九）第十八条第一項中「数人共同して」の下に「、次に掲げる森林につき」を加え、同項に次の各号を加える。

第二十条 削除

（一）当該森林所有者が森林所有者である森林の全部
（二）当該森林所有者が森林所有者である森林の全部として政令で定める基準に適合するものとして政令で定めるもの

（十）第七十四条第一項中「試験研究の目的に供している森林で農林大臣の指定するものその他の省令で定める」を「第十条の四に規定する」と改めると改める。

（十一）第七十五条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

「当該森林施業計画が同項第一号に掲げる森林に係るものであるときは」を加え、「当該森林所有者が定める」と「当該森林所有者で森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」と「共同して」と「共同して」とし、当該森林施業計画が前項第二号に掲げる森林に係るものであるときは、第十二条第二項中「当該森林所有者が森林の全部につき地域森林計画を遵守」とあるものである。

（十二）第七十四条第一項中「と森林生産力の増進並びに増進をめざす」と「及び森林生産力の増進並びに増進をめざす」とあるのは、当該森林所有者が森林の全部につき地域森林計画を遵守するものである。

（十三）第七十五条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（十四）第七十六条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（十五）第七十七条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（十六）第七十八条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（十七）第七十九条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（十八）第八十条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（十九）第八十一条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十）第八十二条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十一）第八十三条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十二）第八十四条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十三）第八十五条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十四）第八十六条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十五）第八十七条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十六）第八十八条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十七）第八十九条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十八）第九十条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（二十九）第九十一条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十）第九十二条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十一）第九十三条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十二）第九十四条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十三）第九十五条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十四）第九十六条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十五）第九十七条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十六）第九十八条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十七）第九十九条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十八）第一百条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（三十九）第一百一条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（四十）第一百二条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（四十一）第一百三条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（四十二）第一百四条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（四十三）第一百五条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（四十四）第一百六条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

（四十五）第一百七条第一項中「（昭和三十一年法律第一百一号）を削る。

に」に、「期する」を「図る」に改める。

第七十九条第二項第三号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三の二 組合員の生産する環境绿化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいふ。以下同じ）の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第七十九条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

五の三 組合員の行なう林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換

第七十九条第二項中第六号の二を第六号の四とし、第六号の次に次の二号を加える。

六の二 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

六の三 組合員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

第七十九条第四項中「組合は」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第七項中「施設」の下に「次項の規定によるものを除く。」を加え、「組合員以外の者が」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員以外の者が」に、「組合員が」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員が」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 組合員に出資をさせる施設組合（以下「出資施設組合」という。）は、組合員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供され

ることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業を行なうことができる。

第七十九条に次の二項を加える。

9 施設組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第一号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

10 第一項第二号に掲げる事業を行なう組合（第八十五条の二の規定に基づき当該事業を行なう施設組合を除く。以下「生産組合」といいう。）は、同号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうことができらる。

（一）環境绿化木の生産
（二）森林を利用して行なう農業

三 前二号の事業に附帯する事業
第八十条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を加える。

第六章第二節第一款中第八十五条の次に次の二条を加える。

（森林の経営）

第八十五条の二 出資施設組合は、第七十九条

第一項の規定にかかる組合員の三分の

二以上の書面による同意を得て、森林の保続培養及び森林生产力の増進を期するためにはその組合が自ら經營することが相当と認めら

れる森林で、その組合の地区内にあるもの及

びこれにあわせて經營することを相当とする

その組合の地区外にあるものにつき、森林の經營（委託又は信託を受けて行なうものを除く。）及びこれに附帯する事業を行なうことが可能である。

第九十条第一項ただし書中「第八十六条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第九十四条及び第九十六条第一項中「組合」を

「施設組合」に改める。

員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならぬ。

第八十六条第一項第一号中「森林所有者」の下に「（森林所有者と同一の世帯に属する者で当該森林所有者が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の經營を行なうものうち、当該森林所有者が指定する一人の者を含む。）」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

（一）森林所有者が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体（前号に掲げる者を除く。）

第八十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう組合（以下「生産組合」といいう。）」を「生産組合」に改める。

第八十七条第二項中「組合員」の下に「又は組合員と同一の世帯に属する者」を加える。

第八十八条の次に次の二条を加える。

（回転出資金）

第八十八条の二 出資施設組合は、前条の規定による出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対しその組合事業の利用分量に応じて配当した剰余金の全部又は一部を五年限り、その者に出資させることができるものとし、その過半数で決する。

（参事及び会計主任）

第八十八条の三 組合員（准組合員を除く。）は、組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上との同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

第八十八条の三 組合員（准組合員を除く。）は、組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上との同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 組合員は、前項の規定による出資（以下「回転出資金」という。）の払込みについて、相殺をもつて出資施設組合に対抗することができる。

3 参事については、商法第三十八条规定及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで（支配人）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第五十一条から第五十三条まで（支配人の登記）の規定を準用する。

4 理事は、前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

5 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

6 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

計主任」に改める。

第一百十五条第二項第四号中「払込済出資額」の下に「（回転出資金の額を除く。以下同じ。）」を加える。

第一百十六条第一項「第六号」を「第六号の三」に改める。

この場合において、同法第五十六条第一項「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官」とあるのは、「行政庁ハ利害関係人」と読み替えるものとする。

第八十条の次に次の二条を加える。

（参事及び会計主任）

第一百八十八条の二 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行なわせることができるものとす。

第一百八十八条の三 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 参事については、商法第三十八条规定及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで（支配人）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第五十一条から第五十三条まで（支配人の登記）の規定を準用する。

4 組合員（准組合員を除く。）は、組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上との同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

5 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

6 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

第一百二十三条第三項中「組合員の総数の四分の一」を「その選舉の時における組合員の総数の四分の一（その総数が八百人をこえる組合員にあつては、二百人）」に改め、同項ただし書及び同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十条第五項中「五人」とあるのは、「一人」と読み替えるものとする。第一百二十三条第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

第六項中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

第一百五十四条第一項第四号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 所属員の生産する環境绿化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

五百四十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 森林施設の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

六の三 所属員の行なう林業的目的供するための土地（その上にある立木竹を含む）の売渡し、貸付け又は交換

五百四十二条第一項第七号の次に次の三号を加える。

七の一 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

七の二 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

七の三 所属員の労働力を利用して行なう林産物その他の物質の加工に関する施設

七の四 所属員のための森林施設計画の作成

五百四十二条第一項中「連合会は」の下に「正當な理由がないのに」を加え、同条第五項中「施設」の下に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、「所属員以外の者が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者がに、「所属員が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員がに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

五 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）は、第一項に掲げる事業のほか、所屬員の委託を受けて行なうその所有に係る

森林の土地で林業以外の目的に供されること

が相当と認められるもの（これに附帯するそ

の他の土地を含む。以下この項において同

じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で

林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土

地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業をあわせ行なうことができる。

五百四十二条第一項第二項中「前条第一項第二号」の下に「又は第三号の二」を「第百五十四条第一項第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同条第二項中「第百五十五条の二に」に改め、「第八十九条まで、第九十一条から第九十五条まで及び第九十七条から」を加え、同条後段を削り、同条第三項中「第百十八条」を「第百十八条の二に」、「第六号」を「第六号の二に」の下に「第八十九条まで、第九十一条から第九十五条まで及び第九十七条から」を加え、同条第三項後段を削り、同条第三項中「第百十八条」を「第百十八条の二に」、「第六号」を「第六号の二に」に、「第七号」を「第七号の二に」に、「第百八条中」に、「第七号」を「第七号の二に」に、「第百八条中」を「第百五十五条の二第二項の規定によりその会員に掲げた事業その他の省令で定める事業を利用させることができる。

七 連合会は、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める營利を目的としない法人に第一項第四号に掲げた事業その他の省令で定める事業を利用させることができる。

八 連合会は、所屬員のための森林施設計画の作成

五百四十二条第一項中「連合会は」の下に「正當な理由がないのに」を加え、同条第五項中「（施設）」の下に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、「所属員以外の者が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者がに、「所属員が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員がに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

九 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）は、第一項に掲げる事業のほか、所屬員の委託を受けて行なうその所有に係る

森林の土地で林業以外の目的に供されること

が相当と認められるもの（これに附帯するそ

の他の土地を含む。以下この項において同

じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で

林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土

準用する。

五百九十二条第一項中「前条第一項第二号」の下に「又は第三号の二」を「第百五十四条第一項第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同条第二項中「第百五十五条の二に」に改め、「第八十九条まで、第九十一条から第九十五条まで及び第九十七条から」を加え、同条第三項後段を削り、同条第三項中「第百十八条」を「第百十八条の二に」、「第六号」を「第六号の二に」に、「第七号」を「第七号の二に」に、「第百八条中」に、「第七号」を「第七号の二に」に、「第百八条中」を「第百五十五条の二第二項の規定によりその会員に掲げた事業その他の省令で定める事業を利用させることができる。

六 連合会は、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める營利を目的としない法人に第一項第四号に掲げた事業その他の省令で定める事業を利用させることができる。

七 連合会は、所屬員のための森林施設計画の作成

五百四十二条第一項中「連合会は」の下に「正當な理由がないのに」を加え、同条第五項中「（施設）」の下に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、「所属員以外の者が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者がに、「所属員が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員がに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

八 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）は、第一項に掲げる事業のほか、所屬員の委託を受けて行なうその所有に係る

森林の土地で林業以外の目的に供されること

が相当と認められるもの（これに附帯するそ

の他の土地を含む。以下この項において同

じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で

林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土

地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業をあわせ行なうことができる。

六 連合会は、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める營利を目的としない法人に第一項第四号に掲げた事業その他の省令で定める事業を利用させことができる。

七 連合会は、所屬員のための森林施設計画の作成

五百四十二条第一項中「連合会は」の下に「正當な理由がないのに」を加え、同条第五項中「（施設）」の下に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、「所属員以外の者が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者がに、「所属員が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員がに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

八 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）は、第一項に掲げる事業のほか、所屬員の委託を受けて行なうその所有に係る

森林の土地で林業以外の目的に供されること

が相当と認められるもの（これに附帯するそ

の他の土地を含む。以下この項において同

じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で

林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土

地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業をあわせ行なうことができる。

六 連合会は、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める營利を目的としない法人に第一項第四号に掲げた事業その他の省令で定める事業を利用することができる。

七 連合会は、所屬員のための森林施設計画の作成

五百四十二条第一項中「連合会は」の下に「正當な理由がないのに」を加え、同条第五項中「（施設）」の下に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、「所属員以外の者が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者がに、「所属員が」を所属員並びに他の連合会及びその所属員がに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

八 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）は、第一項に掲げる事業のほか、所屬員の委託を受けて行なうその所有に係る

森林の土地で林業以外の目的に供されること

が相当と認められるもの（これに附帯するそ

の他の土地を含む。以下この項において同

じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で

林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土

地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業をあわせ行なうことができる。

ことができる。

第一百八十二条を次のように改める。

(行政厅による解散命令)

第一百八十二条 次の場合には、行政厅は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができるものとする。

組合又は連合会が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 組合又は連合会が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合又は連合会が法令に違反した場合において、行政厅が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 行政厅は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合又は連合会に対し、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

第一百八十四条の次に次の二条を加える。

(組合及び連合会に対する助言、指導等)

第一百八十四条の二 国及び都道府県は、組合及び連合会に対し、その行なう事業を通じ、この法律に定める他の措置と相まつて森林の有する公益的機能の維持増進が図られるよう指導致を行なう等必要な配慮をするものとする。

第一百九十九条中「第二十五条」を「第十一条の二」、「第二十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第一百九十九条の二 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施設の作成及びその達成のため必要な助言、指導、資金の融通のあつせん

その他の援助を行なうように努めるものとする。

第一百九十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百九十八条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百一条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百三十三条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百六条第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

第二百六条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百六条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

提出をしないで立木を伐採した者

二 第十条の大第三項の規定による命令に違反した者

第三百九十九条中「五千円」を「三万円」に改める。

第二百八条中「一万元」を「三万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二百十条第一項中「一万元」を「二十万円」に改める。

第二百十一条中「一千円」を「三万円」に改める。

第二百六条第一項中「一千円」を「三万円」に改める。

第五十六条の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和四十二年十二月三十一日まで」の下に「及び森林法及び森林組合併成法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十九号)附則第一条第一号に規定する規定期の施行の日から昭和五十三年三月三十一日まで」を加える。

第二百九十九条中「三千円」を「三万円」に改める。

第二百八条中「一万元」を「三万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二百十条第一項中「一万元」を「二十万円」に改める。

第二百十一条中「一千円」を「三万円」に改める。

第二百六条第一項中「一千円」を「三万円」に改める。

第二百九十九条中「二万円」を「十万円」に改める。

第二百八条中「一万元」を「三万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二百十条第一項中「一万元」を「二十万円」に改める。

第二百十一条中「一千円」を「三万円」に改める。

第二百六条第一項中「一千円」を「三万円」に改める。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

</div

つ、その概要を公表しなければならない。この場合には、新法第四条第二項、第三項、第五項及び第六項（全国森林計画の概要の公表に関する部分を除く。）の規定を準用する。

都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、附則第一条第一号に規定する規定の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項（地域森林計画の公表に関する部分を除く。）並びに第七条の規定を準用する。

（開発行為に係る経過規定）

第五条 この法律の施行の際現に開発行為（新法第十条の二第一項の開発行為をいう。以下同じ。）を行なつてゐる者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

（仮理事の選任に係る経過規定）

第六条 この法律の施行前に裁判所が請求を受けた旧法第百八十八条（旧法第一百五十九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任については、なお従前の例による。

（総代会に係る経過規定）

第七条 この法律の施行の際現に設けられている総代会については、この法律の施行の際現に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

（解散命令に係る経過規定）

第八条 この法律の施行前に裁判所が申立てを受けた旧法第百八十二条第一項の規定による事件について、なお従前の例による。

（罰則に係る経過規定）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

「第七十九条第一項中「第七十九条第一項第二号」を「第七十九条第一項第一項第二号」に改める。」

（別紙）

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行にあたり、左記事項について

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、適切な措置を講じ林業の一層の振興に努めること。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられて

法律第八十四号の一部を次のように改める。

第三条中「第四条第三項」を「第四条第四項」に

しなければならない。この場合には、新森林法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項（地域森林計画の公表に関する部分を除く。）並びに

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のよう改定する。

第六十一条第一項及び第七十八条の二中「第七十九条第一項第二号」を「第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のよう改定する。

別表第三の表中「第八十六条第二項（生産組合員の資格）」を「第七十九条第十項（生産組合の事業の種類）」に改める。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第十四条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）の一部を次のよう改定する。

「第四条第三項中「第七十九条第一項第二号」を「第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。」

（国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第十五条 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

「第三条第一項第三号中「第七十九条第一項第二号」を「第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。」

（別紙）

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、適切な措置を講じ林業の一層の振興に努めること。

一 全国森林計画の策定にあたつては、国有林、民有林の有機的連けいを図ることとし、国有林の地域施業計画の樹立、改訂にあたつても、当該都道府県知事の意見を十分に尊重すること。

二 開発行為の許可制については、森林の乱開発として問題となつてゐる事案が規制できるようその対象を定める等具体的な運用基準を明確にするとともに、開発行為の規制について関係者の意向を十分反映するよう必要に応じ都道府県森林審議会の意見を開くほか、國、地方公共団体等の実施する開発行為についても開発許可制度の創設の趣旨を徹底する等その運用について厳正を期すること。

三 造林事業の一層の推進を図るため、造林、保育、間伐等森林造成施策の体系化、施業の共同化、分取造林の拡充強化を図ること。

四 国内森林資源の整備拡充を図るため税制、財政、金融等総合的な施策の充実に努めること。

五 森林火災、病虫害等森林被害の増大に対処して、森林火災の防止、病虫害防除等森林保全管理対策の整備充実を図ること。

六 森林組合について、森林組合制度の趣旨のつとり、特に転用相当林地の売買について法改正の趣旨にそい運用する等諸事業の適正な運用が確保できるよう強力な指導を行い、その育成強化を図るとともに、経営基盤の強化、組合体質の改善に努めること。

七 林業労働に従事する者の福祉の向上、養成及び雇用の安定を図るため、林業労働者に対する社会保険制度の拡充に努めるとともに、各種の林業労働災害及び職業病の発生の防止を含めた労働環境の整備改善に努めること。

右決議する。

るため、預金者に対する貸付金総額の制限額を引き上げる改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 郵便貯金の一の預金者に対する貸付金総額を二十万円(現行十万円)に引き上げることとする。

2 この法律は、公布の日から施行する。

本案は、郵便貯金法の目的に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年二月二十八日
衆議院議長 前尾繁三郎殿 通信委員長 廣瀬正雄

二十八日

廣
瀕

衆議院会議録第十四号中正製

昭和四十九年二月二十八日 衆議院會議録第十五号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物記可日

定額一部五十円
(配達料)

發行所

東京都港區赤坂見附二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八一四四一一(大代)